

東久留米市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

※記載されている文章、数値等は今後も引き続き検討していきます。

令和〇年〇月

東久留米市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画.....	1
第1節 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の対象範囲.....	4
4 計画期間.....	4
5 計画の進行管理.....	5
第2節 本市の概要.....	6
1 位置・地形.....	6
2 人口.....	7
3 産業別就業人口.....	9
4 土地利用状況.....	11
5 上位計画.....	12
(1) 基本構想・基本計画.....	12
(2) 環境基本計画.....	12
第3節 ごみ・資源の処理状況.....	13
1 社会的情勢.....	13
(1) 関係法令の体系.....	13
(2) 国の動向.....	14
(3) 東京都の動向.....	17
2 ごみ・資源の状況.....	20
(1) 計画処理区域.....	20
(2) ごみ・資源の分別区分.....	20
(3) ごみ・資源の排出方法.....	21
(4) ごみ・資源の処理フロー.....	23
3 ごみ排出量.....	25
(1) ごみ排出量の実績.....	25
(2) 1人1日平均排出量.....	29
(3) 種類別ごみ排出量の内訳.....	30
4 資源化の実績.....	31
(1) 資源回収量の推移.....	31
(2) リサイクル率の推移.....	32
5 収集・運搬の状況.....	33
6 中間処理.....	34
(1) 中間処理施設.....	34
(2) 焼却処理量.....	36

(3) 燃やせない・粗大ごみ処理量.....	37
(4) 残渣の処理.....	38
7 最終処分.....	38
8 ごみ質分析.....	39
9 ごみ処理経費.....	41
(1) ごみ処理経費の推移.....	41
(2) 維持管理費.....	42
(3) 負担金.....	42
10 ごみ減量化・再生利用の状況.....	43
(1) 家庭系ごみ有料化の導入.....	43
(2) ごみの減量化・資源化.....	44
(3) 広報、啓発活動及び環境学習.....	44
(4) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進.....	44
(5) 使用済み小型家電の分別収集.....	45
(6) 集団回収.....	45
11 ごみ処理状況の評価.....	46
(1) 類似自治体との比較.....	46
(2) 多摩地域の状況.....	48
第4節 ごみ処理基本計画.....	49
1 基本方針.....	49
2 主体別の行動指針.....	50
(1) ごみ排出量の抑制.....	50
(2) リサイクルの推進.....	51
(3) パートナーシップの構築.....	52
3 減量化・資源化目標.....	53
(1) 前回計画目標値との比較.....	53
(2) 目標値の設定.....	54
(3) ごみ及び資源物の行政回収量の見通し.....	57
(4) 資源化量の見通し.....	58
4 ごみ処理基本計画.....	60
(1) ごみ排出抑制計画.....	60
(2) 分別排出計画.....	64
(3) 収集・運搬計画.....	65
(4) 中間処理、最終処分計画.....	66
第2章 生活排水処理基本計画.....	67
第1節 生活排水処理の体系.....	67
1 生活排水処理フロー.....	67
2 生活排水処理の現状.....	68
(1) 下水道普及率.....	68

(2) 生活排水処理形態別人口【検討中】	68
(3) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移	69
(4) 収集・運搬方法	69
(5) 処理方法	70
(6) 生活排水処理の課題	70
第2節 生活排水処理量の推計【検討中】	71
1 生活排水処理形態別人口の推計【検討中】	71
2 し尿及び浄化槽汚泥量の推計【検討中】	72
第3節 生活排水処理計画	73
1 基本方針	73
2 計画目標	73
3 排出抑制計画	73
4 収集・運搬計画	73
5 中間処理・最終処分計画	73

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

東久留米市（以下、「本市」という。）では、令和2年度に令和3年度から令和12年度までを対象期間とした「東久留米市第5次長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定し、その中で、『自然と共生する環境にやさしいまち』を基本目標の1つとして挙げており、基本目標の実現に向けて、ごみ減量化・資源化への意識醸成や、取り組みを進めることが示されています。さらに、平成28年度から令和7年度を計画期間とした「東久留米市第二次環境基本計画」では、『水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち”東久留米”』を将来の環境像として掲げており、その実現に向けて、ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進めることを挙げています。

廃棄物の処理に関しては、平成19年度に令和3年度までの15年間の長期計画として「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、平成28年度に改定を行い、これを指針として廃棄物の処理を進めています。平成29年度には前回計画における最重点課題であった、ごみ有料化の導入を行い、収集方法も小型家電を除くすべての品目について戸別収集としております。また、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の流行により、在宅勤務やテイクアウトの増加等、廃棄物の排出に影響を及ぼす可能性がある社会情勢の変化も起きています。

一方、国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロス削減していくための対応等について述べられています。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。さらに、令和元年10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

また、東京都では、平成28年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しており、その中で、2030年（令和12年）に実現する姿として、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を掲げ、その実現に向けた目標として、資源ロスの削減や、「持続可能な調達の普及」を示しています。

さらに、国のプラスチックの資源循環や食品ロスの削減に対する動向を受け、令和元年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、令和3年3月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」と改定しており、重点対策が必要な分野としてプラスチック対策や食品ロス対策を挙げ、「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」をそれぞれ策定しています。

以上のような状況を踏まえ、令和4年度から18年度までの15年間の長期計画として、新たに「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、課題を把握したうえで、長期総合計画に掲げる基本理念の実現のために、循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、適正処理を推進することを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1に示します。

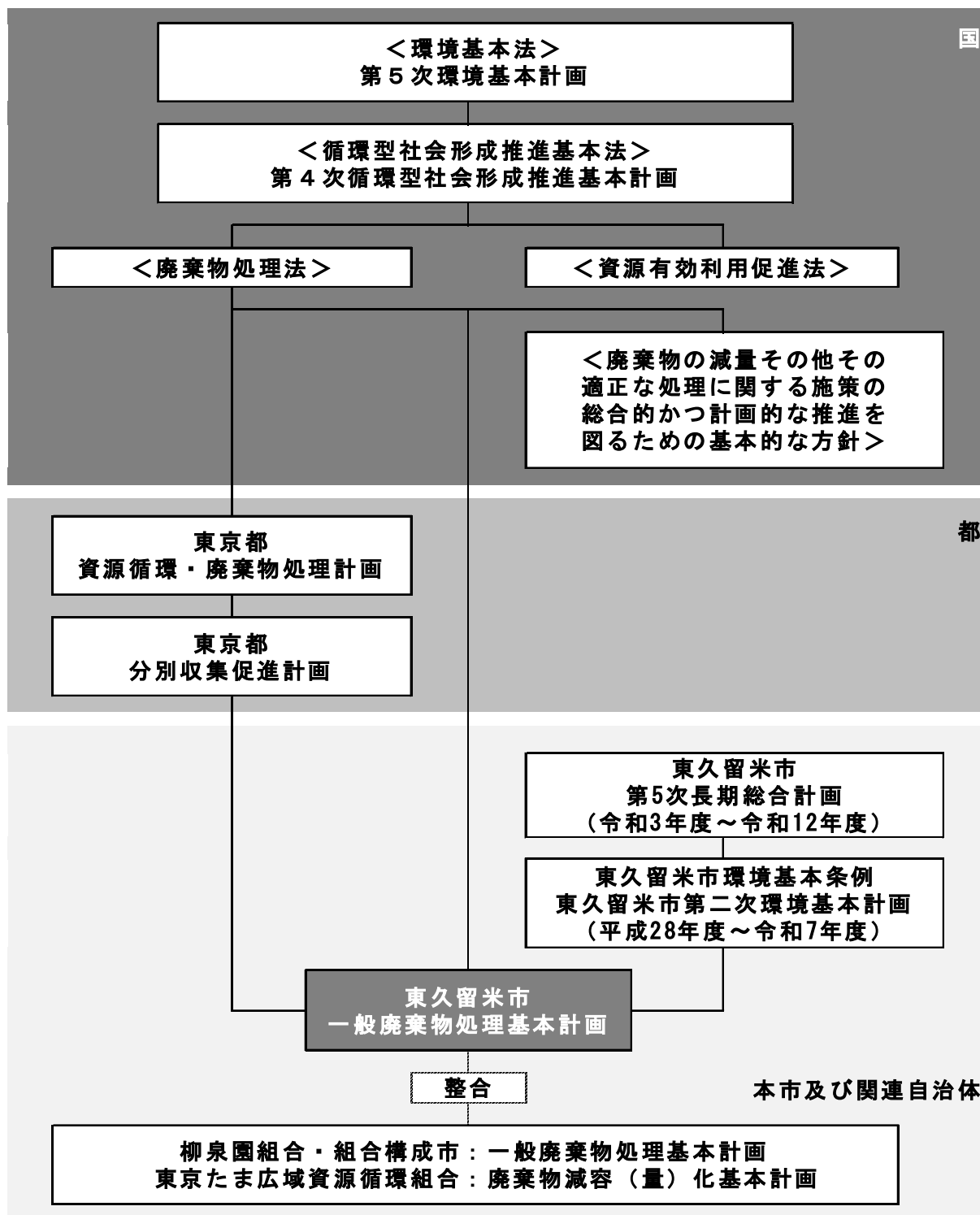


図1 計画の位置づけ

3 計画の対象範囲

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

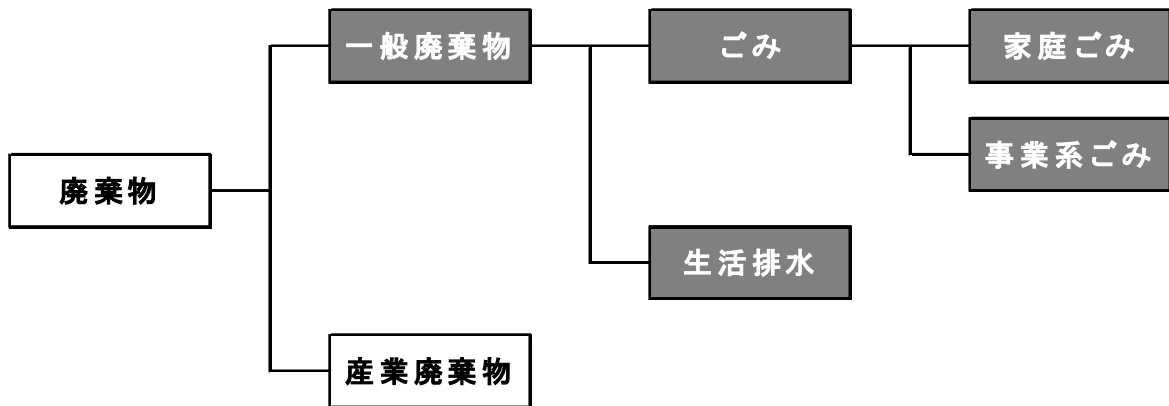


図2 一般廃棄物処理基本計画の対象範囲

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果などについての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

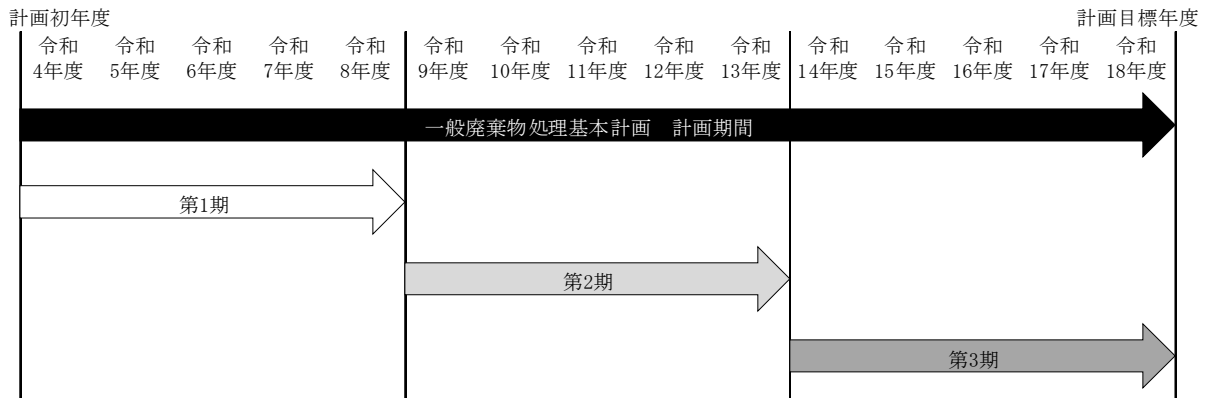


図3 計画の目標年度

5 計画の進行管理

計画は概ね5年毎に見直しますが、施策の進捗状況や目標値の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

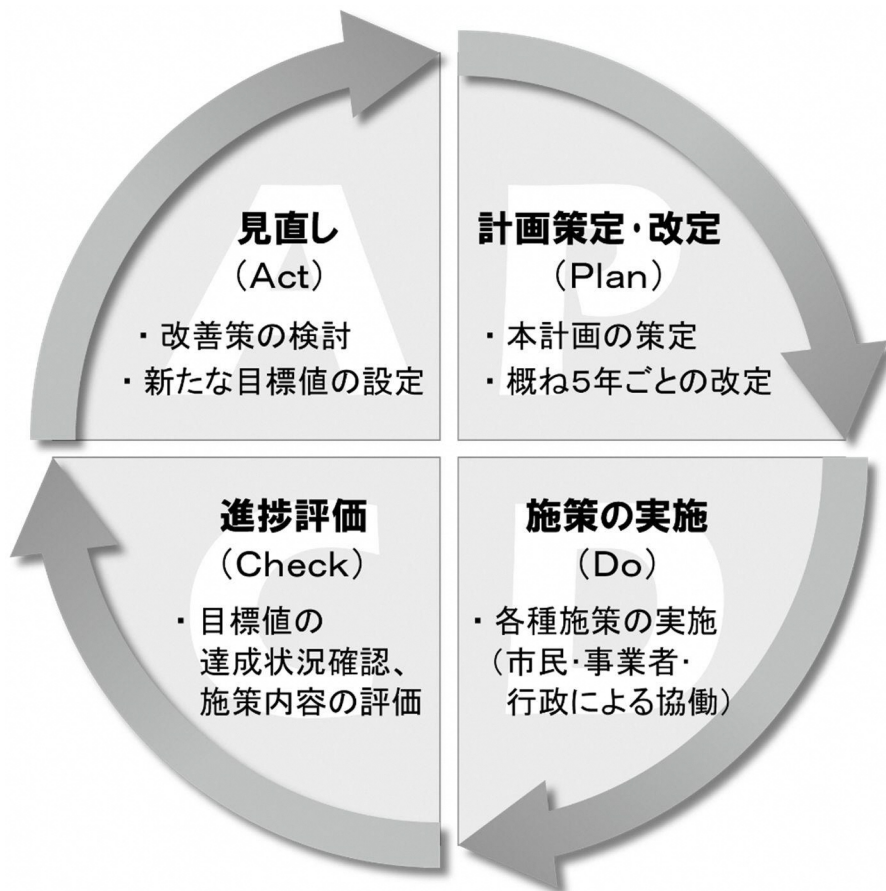


図4 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクル

第2節 本市の概要

1 位置・地形

東久留米市は、都心から北西へ約 24km、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京市と小平市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に接しています。

標高 70mから 40mの範囲を西から東へなだらかに傾斜し、市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れています。地下水も豊富で、川沿いの至る所に湧水が見られます。

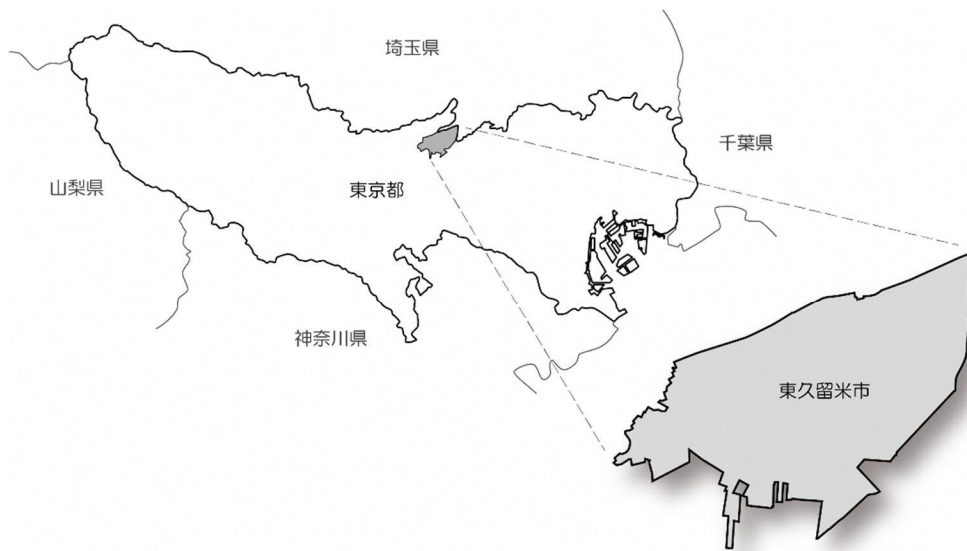


図5 東久留米市の位置

2 人口

平成28年度から令和2年度の人口・世帯数・世帯人口の推移を表1、図6に、年齢別構成人口の推移を表2、図7に示します。各年度の人口データについては翌年1月1日のデータを記載しています。例えば平成28年度の人口データは平成29年1月1日のデータを表しています。

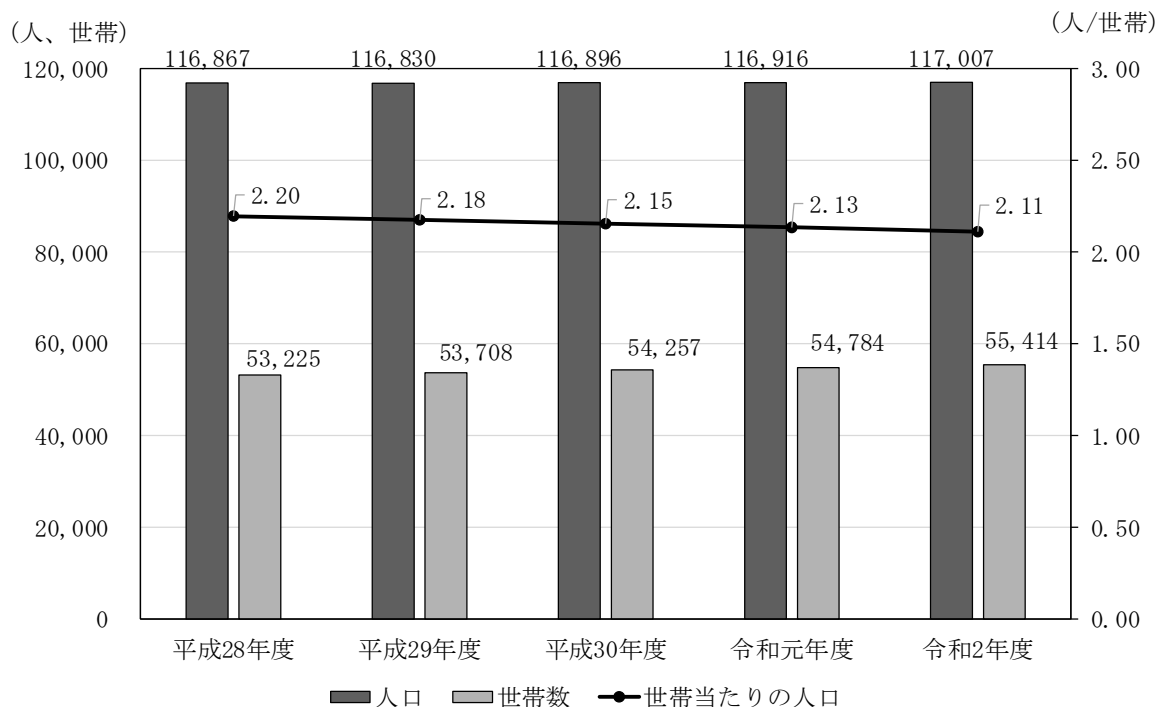
人口・世帯数は令和2年度にかけて増加し、1世帯当たり人員は減少しています。

年齢別構成人口は、～64歳人口・構成比が令和2年度にかけて減少しているのに対し、65歳～人口構成比は増加しています。

表1 人口・世帯数・世帯人口の推移

区分	人口 (人)	世帯数 (戸)	1世帯当たり人員 (人/戸)
平成28年度	116,867	53,225	2.20
平成29年度	116,830	53,708	2.18
平成30年度	116,896	54,257	2.15
令和元年度	116,916	54,784	2.13
令和2年度	117,007	55,414	2.11

資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

図6 人口及び世帯数の推移

表2 年齢別構成人口の推移

区分	～14歳		15～64歳		65歳～	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
平成28年度	14,451	12.37	70,417	60.25	31,999	27.38
平成29年度	14,297	12.24	69,885	59.82	32,648	27.94
平成30年度	14,234	12.18	69,782	59.70	32,880	28.13
令和元年度	14,122	12.08	69,622	59.55	33,172	28.37
令和2年度	13,975	11.94	69,598	59.48	33,434	28.57

※ 端数調整のため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳

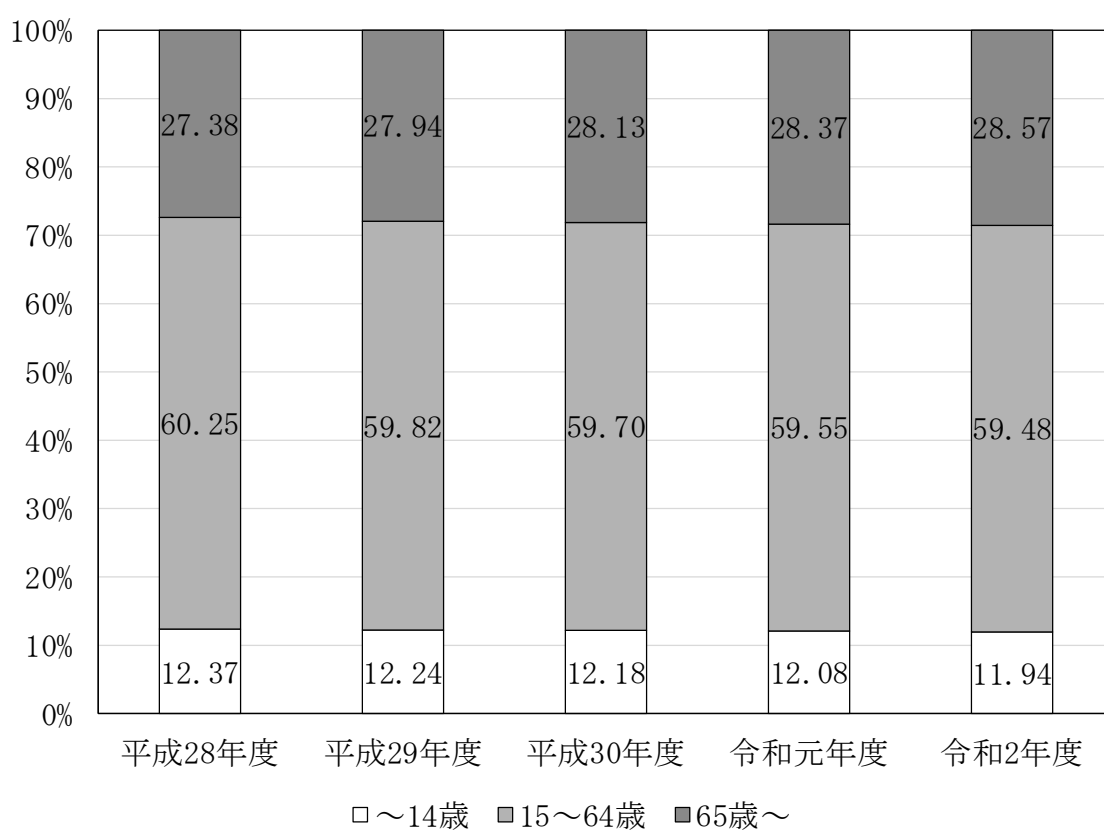


図7 年齢別構成人口の推移

3 産業別就業人口

平成 21 年、平成 26 年の産業別事業所数、就業人口の推移を表 3、図 8 に示します。就業人口の推移を見ると、第 2 次産業での減少が大きく、第 3 次産業で増加しているにもかかわらず全体では減少しています。

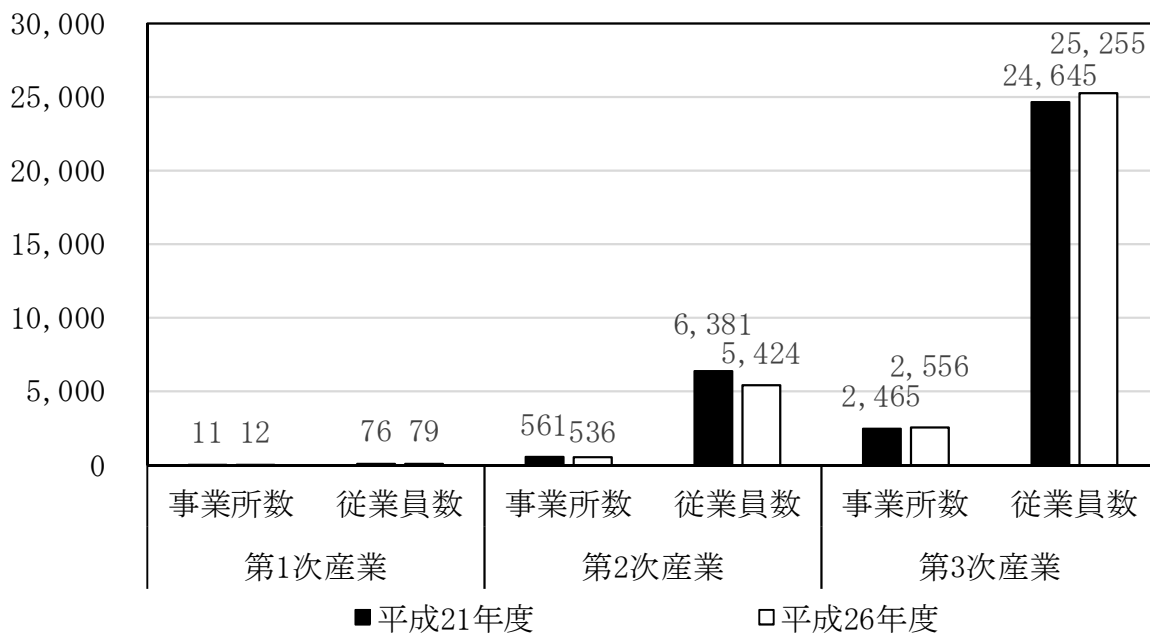
表3 産業別事業所数、就業人口の推移

産業（大分類）	平成21年度 （基礎調査）				平成26年度 （基礎調査）			
	事業所数 （事業所）	構成割合 （%）	従業者数 （人）	構成割合 （%）	事業所数 （事業所）	構成割合 （%）	従業者数 （人）	構成割合 （%）
総数	3,037	100.0	31,102	100.0	3,104	100.0	30,758	100.0
第1次産業	11	0.4	76	0.2	12	0.4	79	0.3
農業、林業	11	0.4	76	0.2	12	0.4	79	0.3
漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第2次産業	561	18.5	6,381	20.5	536	17.3	5,424	17.6
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
建設業	398	13.1	2,439	7.8	380	12.2	2,021	6.6
製造業	163	5.4	3,942	12.7	156	5.0	3,403	11.1
第3次産業	2,465	81.2	24,645	79.2	2,556	82.3	25,255	82.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	9	0.0	2	0.1	12	0.0
情報通信業	53	1.7	1,113	3.6	43	1.4	636	2.1
運輸業、郵便業	52	1.7	1,824	5.9	54	1.7	1,391	4.5
卸売業、小売業	769	25.3	7,341	23.6	753	24.3	7,797	25.3
金融業、保険業	36	1.2	638	2.1	35	1.1	362	1.2
不動産業、物品賃貸業	275	9.1	905	2.9	262	8.4	793	2.6
学術研究、 専門・技術サービス業	116	3.8	480	1.5	109	3.5	489	1.6
宿泊業、飲食サービス業	319	10.5	2,599	8.4	343	11.1	3,070	10.0
生活関連サービス業、 娯楽業	262	8.6	1,516	4.9	268	8.6	1,356	4.4
教育、学習支援業	140	4.6	2,279	7.3	168	5.4	2,203	7.2
医療、福祉	262	8.6	3,906	12.6	339	10.9	5,125	16.7
複合サービス事業	17	0.6	248	0.8	16	0.5	424	1.4
サービス業 （他に分類されないもの）	149	4.9	1,221	3.9	152	4.9	992	3.2
公務 （他に分類されるものを除く）	13	0.4	566	1.8	12	0.4	605	2.0

※ 端数調整のため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

資料：平成 21 年経済センサス-基礎調査、平成 26 年経済センサス-基礎調査

(事業所、人)



資料：平成 21 年経済センサス-基礎調査、平成 26 年経済センサス-基礎調査
図8 産業別事業所数、就業人口の推移

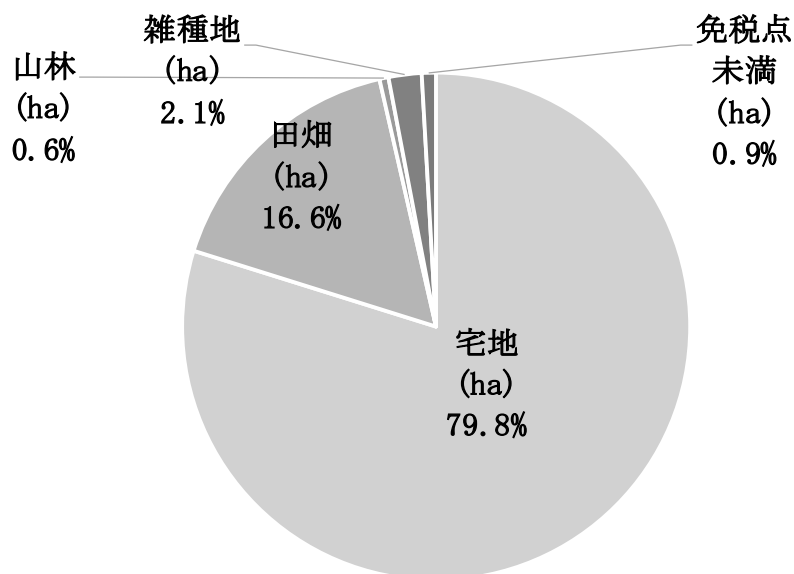
4 土地利用状況

本市の平成 28 年～令和 2 年の地目別土地面積の推移を表 4 に、令和 2 年度の地目別土地面積の割合を図 9 に示します。なお、この土地利用面積のデータは固定資産税の対象となる土地面積となっています。したがって、国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内など、固定資産税が非課税とされている土地は除かれています。

表4 地目別土地面積の推移

区分	宅地 (ha)	田畑 (ha)	山林 (ha)	雑種地 (ha)	免税点 未満 (ha)
平成28年度	661.26	154.64	5.37	18.51	7.50
平成29年度	665.26	150.86	5.24	18.23	8.00
平成30年度	668.60	147.43	5.20	17.92	7.11
令和元年度	672.97	143.12	4.51	16.99	7.59
令和2年度	674.29	140.12	4.87	17.70	7.75

資料：東京都統計年鑑



資料：東京都統計年鑑

図9 地目別土地面積 (令和2年度)

5 上位計画

(1) 基本構想・基本計画

東久留米市の最上位計画にあたる「東久留米市 第5次長期総合計画 基本構想・基本計画」では、『みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米』をまちの将来像として掲げています。また、まちの将来像を実現するための基本目標の1つとして『自然と共生する環境にやさしいまち』を掲げており、そのための基本的な施策の1つに『地球環境にやさしくらしづくり』を挙げています。この基本的な施策の中の基本的な事業の1つとして、『循環型社会形成の推進』を挙げており、基本的な方向性として、次の3つが示されています。

- ①「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民生活・社会環境の変化を踏まえ、ごみ減量化・資源化への意識醸成に努め、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- ②市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、協力・連携のもと、ごみ減量化・資源化の取り組みを進めます。
- ③家庭ごみ有料化制度については、毎年度の点検・検証を実施し、広報やホームページ等を用いて市民に情報提供を行うことにより、本制度の定着がごみ減量・資源化推進につながるよう、市民一人ひとりの理解促進に努めます。

(2) 環境基本計画

「東久留米市 第2次環境基本計画」では、将来の環境像を『水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち“東久留米”』としています。

将来の環境像を実現するための施策の1つとして、基本方針2『地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち』の中で、個別目標として『ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める』ことを挙げています。

第3節 ごみ・資源の処理状況

1 社会的情勢

(1) 関係法令の体系

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが、平成12年に公布された「循環型社会形成推進基本法」(以下、「循環基本法」という。)です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定めるなど、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また、同法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物の清掃及び処理に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)であり、個別物品のリサイクルに関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)、特定家庭用機器再商品化法(以下、「家電リサイクル法」という。)等の各種リサイクル法等があります。

図10に示すような法体系の下で、循環型社会の形成への取り組みが総合的に行われています。

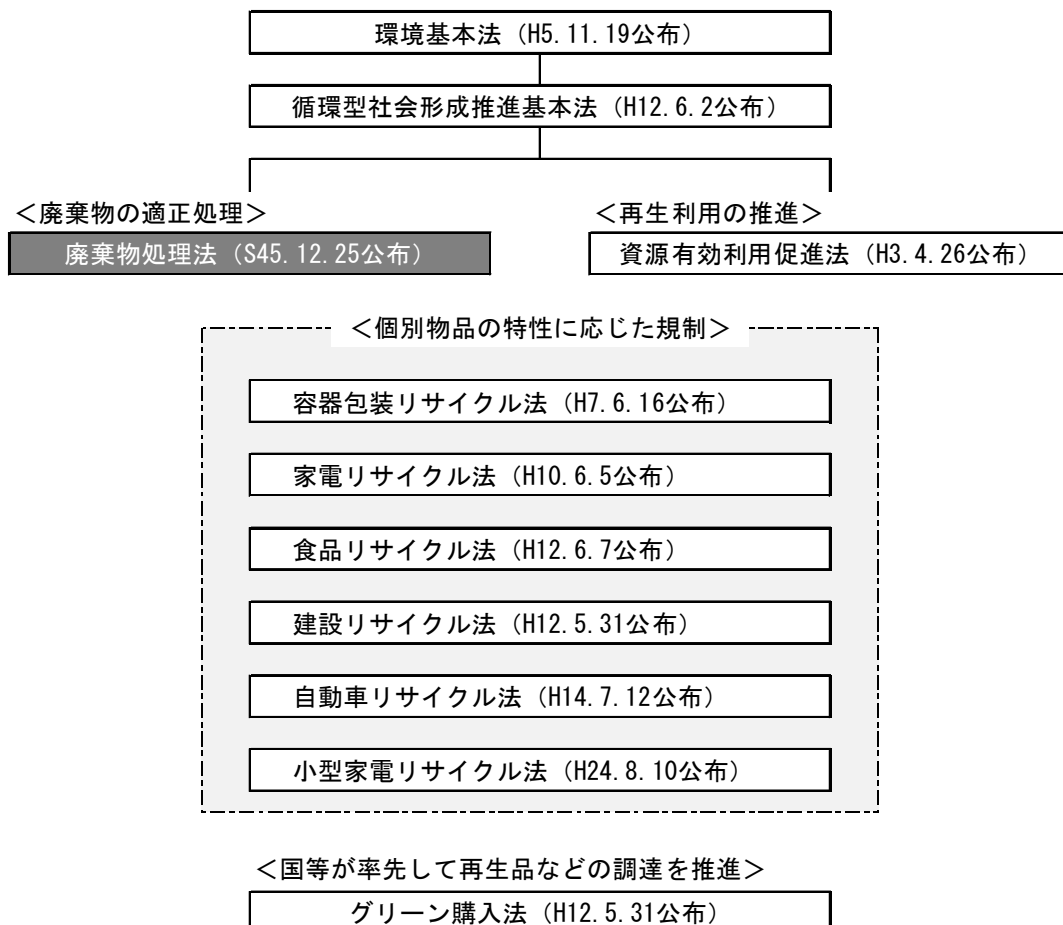


図10 循環型社会形成のための法制度

(2) 国の動向

国では、平成 28 年 9 月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、循環基本法に基づき、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」(以下、「第四次循環基本計画」という。)が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロスを削減していくための対応等について述べられています。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要は以下の通りです。

<プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律>

プラスチックの資源循環の促進などを総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に係る基本方針を策定する。

- ▶ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ▶ ワンウェイプラスチック使用の合理化
- ▶ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

個別の措置事項として、国は市町村へプラスチック資源の分別収集を促進するため、「容器包装リサイクル法」のルートを活用したプラスチック資源の再商品化等を検討。

【コラム：プラスチックの資源循環】

○海洋プラスチックごみ問題とは…

プラスチックは非常に便利な素材であり、日常生活のあらゆる場面で利用されていますが、使い終わった全てのプラスチックがリサイクルされているわけではありません。

適切な処理・処分をされずに、河川を通じて海に行き着いたプラスチックは、魚や、海鳥、ウミガメ等の体に絡まってしまったり、エサと間違えて食べられてしまったりと、**海の生態系に大きな影響**を与えています。さらに、マイクロプラスチック（風や波で細くなったプラスチック）を食べてしまった魚を食べることで、**人類にも悪影響を及ぼす可能性**があります。

○プラスチックの資源循環に向けて…

プラスチックに係る様々な問題の解決に向けて、プラスチックの資源循環を促進するため、**国では**以下のような体制の整備が進められています。

【リデュース】

レジ袋の有料化（実施済み）

【リユース・リサイクル】

プラスチック製品の資源化ルートの検討、

現在無料で配布しているストロー、スプーン、フォーク等の有料化や再利用の促進

【リニューアブル（再生可能資源への代替）】

バイオマスプラスチックの利用促進

今後、具体的な国の方針が定まりましたら、本市でも新たな施策を実施する可能性があります。

さらに、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要は以下の通りです。

＜食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針＞

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、以下の事項を定める。

- 国・地方公共団体・事業者・消費者等の役割と行動、連携
- 国による食品ロス削減の取り組みの強力な推進

市町村は、本基本方針、及び都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村の食品ロス削減推進計画の策定することが求められる。

【コラム：食品ロス】

○食品ロスとは…

食べ残しや売れ残り、期限が近い等の理由により、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。

日本国内では、平成29年には約2,550万トンの食品が捨てられており、そのうち食べることができる食品は612万トンになります。これは、日本人一人当たり、お茶碗約1杯分（約139グラム）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

○食品ロス削減月間とは…

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。

もしかしたら、皆さんの普段の生活にも、食品ロスは潜んでいるかも…。この期間に、p.58「ごみ排出抑制計画」の「食品ロスの削減」も参考に、食生活を見直してみませんか？

(3) 東京都の動向

東京都では平成 28 年 3 月に、「東京都環境基本計画」及びその中の個別分野の計画として「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。「東京都環境基本計画」及び「東京都資源循環・廃棄物処理計画の概要をそれぞれ表 5 及び表 6 に示します。

表5 東京都環境基本計画

区分	概要
目指す将来像	「世界一の環境先進都市・東京」の実現
政策の柱 (環境政策の 方向性)	<ol style="list-style-type: none"> 1 スマートエネルギー都市の実現 2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 5 環境施策の横断的・総合的な取組

表6 東京都資源循環・廃棄物処理計画

区分	概要
計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度 また、2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを示す
目指すべき姿	「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」
計画目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 資源ロスの削減 2 「持続可能な調達」の普及 3 循環的利用の推進と最終処分量の低減 4 適正かつ効率的な処理の推進 5 災害廃棄物の処理体制
主要な施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品ロスの削減 2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 3 廃棄物の循環的利用の更なる促進 (高度化・効率化) 4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展 6 災害廃棄物対策

また、東京都は、令和元年 12 月には「ゼロエミッション東京戦略」、令和 3 年 3 月には改定版の「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、さらにその中の重点的対策が必要な分野の個別計画・プログラムとして「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。「ゼロエミッション東京戦略」及び「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」、
「プラスチック削減プログラム」、「東京都食品ロス削減推進計画」の概要をそれぞれ表 7～表 9 に示します。

表7 ゼロエミッション東京戦略／ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

区分	概要
目指す将来像	「ゼロエミッション東京」を実現し世界の「CO ₂ 排出実質ゼロ」に貢献
戦略の柱	戦略Ⅰ エネルギーセクター 政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 政策2 水素エネルギーの普及拡大 戦略Ⅱ 都市インフラセクター（建築物編） 政策3 ゼロエミッションビルの拡大 戦略Ⅲ 都市インフラセクター（運輸編） 政策4 ゼロエミッションビークルの普及促進 戦略Ⅳ 資源・産業セクター 政策5 3Rの推進 政策6 プラスチック対策 政策7 食品ロス対策 政策8 フロン対策 戦略Ⅴ 気候変動適応セクター 政策9 適応策の強化 戦略Ⅵ 共感と協働 エンゲージメント&インクルージョン 政策10 多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 政策11 区市町村との連携強化 政策12 都庁の率先行動 政策13 世界諸都市等との連携強化 政策14 サステナブルファイナンスの推進

表8 プラスチック削減プログラム

区分	概要
目指すべき姿	CO ₂ 実質ゼロの持続可能なプラスチック利用
目標達成に向けた施策	1 使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会へ 2 循環的利用の高度化 3 廃プラスチックの国内循環利用促進のための緊急対策 4 持続可能なバイオマス利用への転換 5 海洋へのプラスチックごみ流出の防止等 6 焼却・熱回収からの転換

表9 東京都食品ロス削減推進計画

区分	概要
目指すべき姿	食品ロス発生量実質ゼロ
目標達成に向けた施策	発生抑制（リデュース） <ol style="list-style-type: none"> 1 発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ 2 先進技術を活用した食品ロスの削減 3 フードサプライチェーンにおける取組の推進 有効活用（リユース） <ol style="list-style-type: none"> 4 未利用食品の有効活用の推進 再生利用（リサイクル） <ol style="list-style-type: none"> 5 食品リサイクルの推進

【コラム：ゼロエミッション】

○ゼロエミッションとは…

廃棄物の排出をゼロにする（排出しない）システムのことです。生産段階の廃棄物発生量を減らしたり、発生した廃棄物を徹底的に有効活用（リサイクル等）したりすることにより、最終処分量をゼロにすることを目指します。

市民は積極的にリユースやリサイクル等を行うことが、事業者は生産から廃棄までを通して、廃棄物が発生しにくい製品や仕組みを作ることが、それぞれ求められます。

○東京都が目指す（CO₂）ゼロエミッションとは…

CO₂（二酸化炭素）の排出をゼロにする（排出しない）システムのことです。

また「実質ゼロ」とは、CO₂の回収量（植物への吸収量等）と、排出量を等しくすることを指し、「**カーボンニュートラル**」とも言います。

2 ごみ・資源の状況

(1) 計画処理区域

本市の各家庭から排出される廃棄物の計画収集区域は、本市全域となっています。

(2) ごみ・資源の分別区分

ごみ・資源の分別区分を表 10 に示します。

表10 ごみ・資源の分別区分

分別区分		対象ごみ	
燃やせるごみ		生ごみ、資源にならない紙類、汚れや破損のひどい布類や衣類、花火やたばこの吸い殻、衛生上燃やさなければならないもの など	
燃やせないごみ		せともの、ガラス製品、ゴム製品、ホース類、金属類、プラスチック類（容器包装を除く）、電球類（蛍光管は除く）、複合素材のもの、ディスク（CD、DVD、LD）、レコード、食べ残しなどで使用したラップ、容器包装プラスチックで汚れが落ちないもの、化粧品びん、割れ物などの危険物 など	
粗大ごみ		家庭から出る 1 辺の長さが 30cm 以上のもの	
有害ごみ		蛍光管、電池類、水銀体温計、水銀血圧計、ライター、スプレー缶、ビデオテープ、カセットテープ など	
資源物	缶（飲食用）	清涼飲料水・酒類・缶詰・ミルク缶・お菓子やお茶の缶などの飲食用の缶	
	ガラスびん（飲食用）	酒類・栄養ドリンク・ジャム・調味料などの飲食用のガラスびん	
	紙類	新聞	新聞
		段ボール	段ボール
		雑がみ・雑誌	雑がみ・雑誌
	布類	肌着、下着類・体型補正型下着類（洗濯したもの）、フェイスタオルやバスタオル など	
	容器包装プラスチック	食料品や日用品を買ったときに使われているプラスチック製の袋・包み・入れ物のことで、中身を使った後に不要となるプラスチック など	
	ペットボトル	清涼飲料水・酒類・しょう油・しょう油加工品・めんつゆ・ノンオイルドレッシング・みりん・酢などのペットボトル	
	紙パック類	紙パック類（内側が白いもの）	
	剪定枝	ご自宅で剪定した枝木	
小型家電	デジタルカメラ・ビデオカメラ、据え置き型ゲーム機 など		

(3) ごみ・資源の排出方法

ごみ・資源の排出方法を表 11、表 12 に示します。

表11 ごみの排出方法

対象区分	排出方法、留意事項
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは水を切ってから出してください。 ・おむつは、汚物を必ず取り除き、「おむつ」と表示して中身が確認できる透明または半透明の袋に入れ、出していただければ無料で収集します。ペット用トイレシートは「燃やせるごみ」(有料)となります。 ・落ち葉、くさ、少量の枝(太さ 10 cm 未満)は、中身が確認できる透明または半透明の袋に入れ、出していただければ無料で収集します。なお、1 度の収集で袋制限とは別に、1 世帯 3 袋若しくは 3 束まで出せます。なお、竹、シュロ、夾竹桃、イチヨウ、棘のある木の枝以外については、剪定枝のリサイクル回収も行っています。
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・割れたガラス、鏡、包丁などの危険物は、危険のないように、新聞紙やボロ布等で包んでから、指定収集袋(袋にはキケンなどと表示する)に入れてください。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・電話でごみ対策課へ粗大ごみの収集を申し込んでください。 ・東久留米市の粗大ごみ処理券を購入してください。 ・粗大ごみ処理券は、必ず品物ひとつひとつに貼ってください。 ・粗大ごみは、収集日当日の朝 8 時 30 分までに自宅の敷地内か指定された場所に出してください。(時間の指定はできません)
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅の場合は戸別収集となるので、それぞれが混入しないように正しく分別して、透明または半透明の袋に入れて別々に出してください。 ・共同住宅の場合は、共同住宅専用の回収容器がある場合には、容器に直接入れ、それ以外の有害ごみは、透明または半透明の袋に入れて集積場所に出してください。回収容器がない場合は、それぞれが混入しないように正しく分別して透明または半透明の袋に入れて集積場所へ出してください。 ・スプレー缶は中身を使い切ってから出してください。ただし、穴をあけるのは危険なので、穴は空けないでください。(使い切れない場合は、「中身有り」と表示して出してください。)

表12 資源物の排出方法

対象区分		排出方法、留意事項	
資源物	缶（飲食用）	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽く水洗いしてください。 ・缶のフタは金属製なら缶、プラスチック製なら容器包装プラスチック、それ以外は燃やせないごみへ出してください。 	
	ガラスびん（飲食用）	<ul style="list-style-type: none"> ・フタを外して軽く水洗いしてください。 ・びんのフタは金属製なら缶、プラスチック製なら容器包装プラスチック、それ以外は燃やせないごみへ出してください。 	
	紙類	新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・袋に入れるか、ひもで縛って出してください。 ・雨の日も回収するのでポリバケツなどの外から見えない容器には入れないでください。
		段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・箱状のものは平らにしてひもで縛って出してください。 ・雨の日も回収するのでポリバケツなどの外から見えない容器には入れないでください。
		雑がみ・雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ・ひもで十字に縛るか、紙袋に入れて十字に縛ってから出してください。 ・細かい紙などは雑誌などにはさんで、ひもで縛って出してください。 ・シュレッダーした紙はビニール袋か紙袋に入れて、袋の口をとめて「シュレッダー紙」と表示をして出してください。 ・雨の日も回収するのでポリバケツなどの外から見えない容器には入れないでください。
	布類	<ul style="list-style-type: none"> ・「古布」などと表示して出してください。 ・布類はポリバケツなど外から見えない容器には入れないでください。 	
	容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックでも汚れが落ちないものや中をすすげないものは「燃やせないごみ」として出してください。 	
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽く水洗いしてください。 ・ラベル、キャップは外して容器包装プラスチックへ出してください。 	
	紙パック類	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を飲み切り、中を洗い、切り開いたうえで乾かして束ねて出してください。 	
	剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> ・枝は直径 30cm 以下の束にして、もしくは、45 リットル相当の袋で出してください。 ・電話で回収を申し込んでください。 ・店舗兼住宅の店舗部分で発生した枝木は回収できません。 	
小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に設置してある小型家電回収ボックスを利用してください。 ・ノート PC、携帯電話は必ず個人情報を消去したうえで出してください。 		

(4) ごみ・資源の処理フロー

本市における、ごみ・資源の処理フローを図 11 に示します。

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、西東京市、清瀬市の3市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート(焼却処理施設)、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。

燃やせるごみは、柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として、再利用しています。

燃やせないごみ、粗大ごみは、柳泉園組合の粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃物は柳泉園クリーンポートで焼却処理し、不燃残渣は民間施設に搬入し、ガス化溶融により余熱等を利用した発電に加え、スラグ、メタルを回収して資源化しています。なお、不燃残渣については、民間施設に搬入し、固形燃料(RDF)化を行っていた年度もありますが、現在はガス化溶融により資源化を行っています。

資源物(びん、缶、ペットボトル)は、柳泉園組合のリサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡しています。

他の資源物(古紙・古布類、プラスチック容器包装類、廃食用油、小型家電、金属類、剪定枝)は、直接資源回収業者へ引き渡しています。

【コラム：不燃残渣の資源化】

○残渣とは…

ごみ処理施設でごみを処理した後に残るものを「残渣(ざんさ)」と言います。本市のごみを処理している柳泉園組合では、柳泉園クリーンポートからは灰等の「**焼却残渣**」、粗大ごみ処理施設からは不燃物(プラスチック類等)が主体の「**不燃残渣**」が発生しますが、全て処理・資源化しています。

○固形燃料(RPF: Refuse Paper and Plastic Fuel)とは…

廃プラスチックや、加工されたラミネート紙等を主原料とした固形燃料です。柳泉園組合では平成17~28年度まで、不燃残渣は民間業者に委託して固形燃料(RPF)化していましたが、固形燃料(RPF)化施設の老朽化等に伴い、平成29年度からは資源化方法をガス化溶融に変更しています。

○ガス化溶融とは…

プラスチック類等を高温で処理し、発生した**メタンガス等や余熱により発電**を行い、さらに、**金属類やガラス等はスラグやメタルとして路盤材等に**使用する処理方式です。柳泉園組合では平成29年度から、不燃残渣は民間業者に委託してガス化溶融による資源化を行っています。

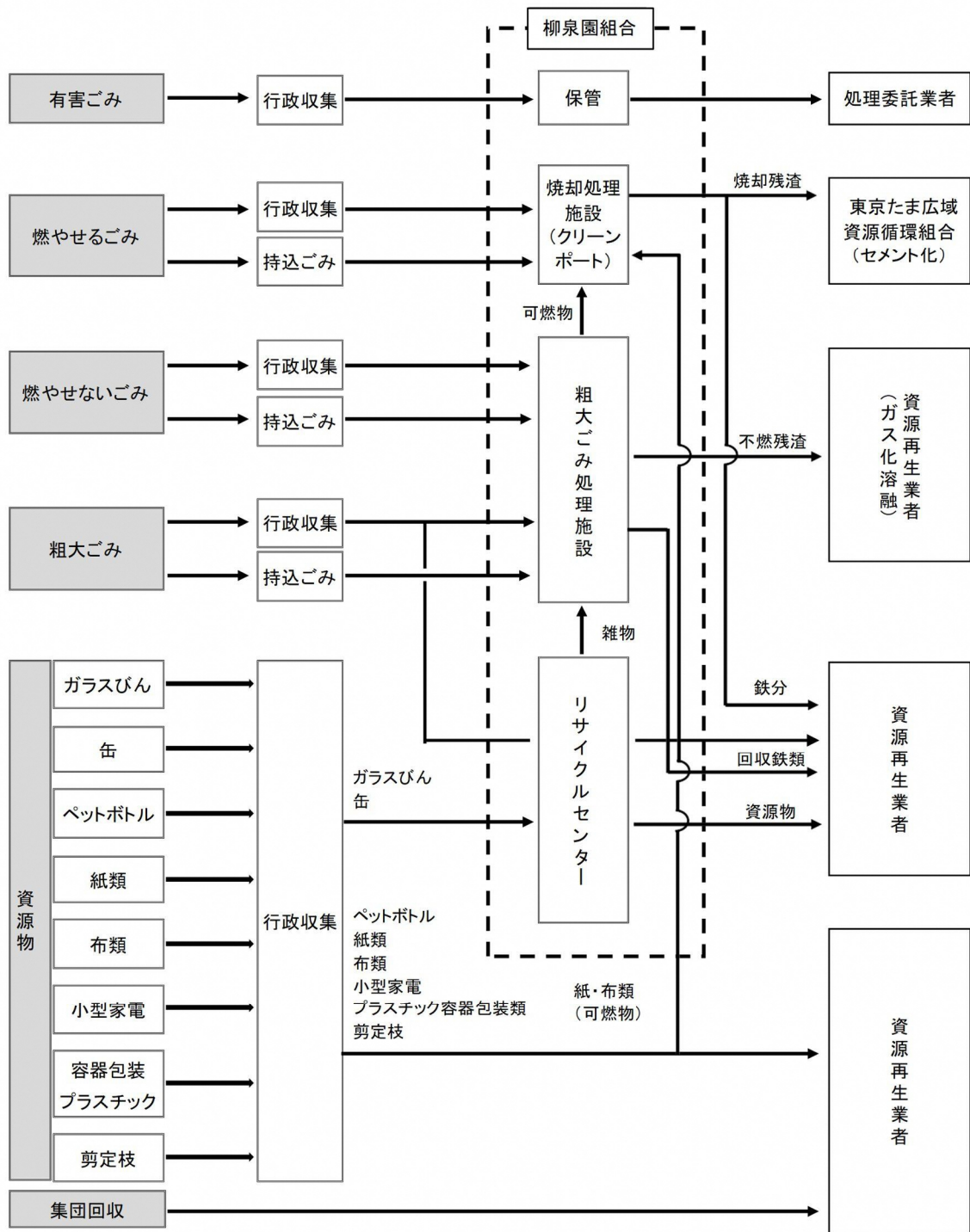


図11 ごみ・資源の処理フロー

3 ごみ排出量

(1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の推移を表 13、図 12 に、ごみ・資源物の排出量の推移を図 13 に示します。

本市のごみ排出量は、平成 28 年の 29,752t/年から平成 30 年度の 28,242t/年と減少していますが、それ以降は、令和 2 年度の 30,287t/年と増加しています。

資源量については、平成 28 年度の 6,092t/年から令和 2 年度の 7,328t/年と増加しています。

表13 ごみ排出量の推移

単位：t/年

区分／年度	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ・資源物	29,752	29,384	28,242	29,419	30,287
行政収集	24,794	24,069	22,412	22,891	24,057
燃やせるごみ	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493
燃やせないごみ	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
粗大ごみ	77	93	95	96	109
資源物	6,092	6,768	6,750	6,900	7,327
有害ごみ	36	41	37	38	39
直接持込みごみ	4,958	5,315	5,830	6,528	6,230
燃やせるごみ	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929
うち、事業系	4,777	5,091	5,524	6,153	5,710
燃やせないごみ	53	56	69	83	97
粗大ごみ	85	119	145	162	204
資源物	0	0	0	0	0
有害ごみ	0	0	0	0	0

ごみ排出量 (t/年)

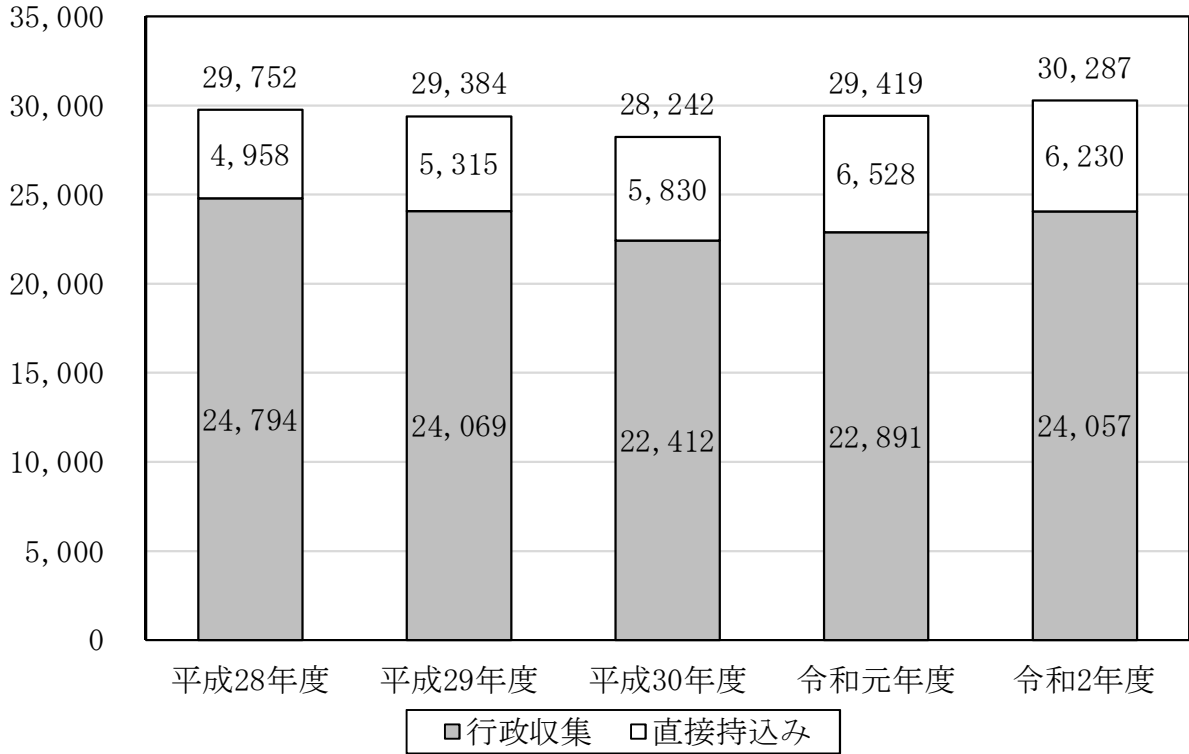


図12 ごみ排出量の推移

ごみ排出量 (t/年)

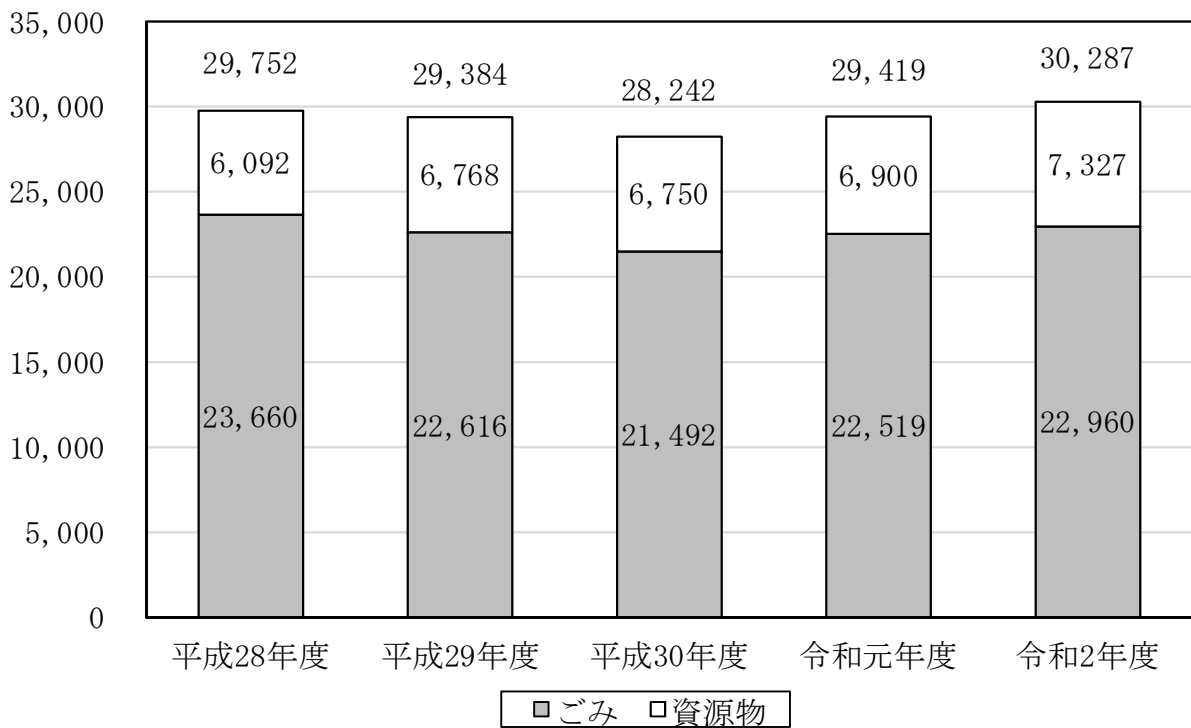


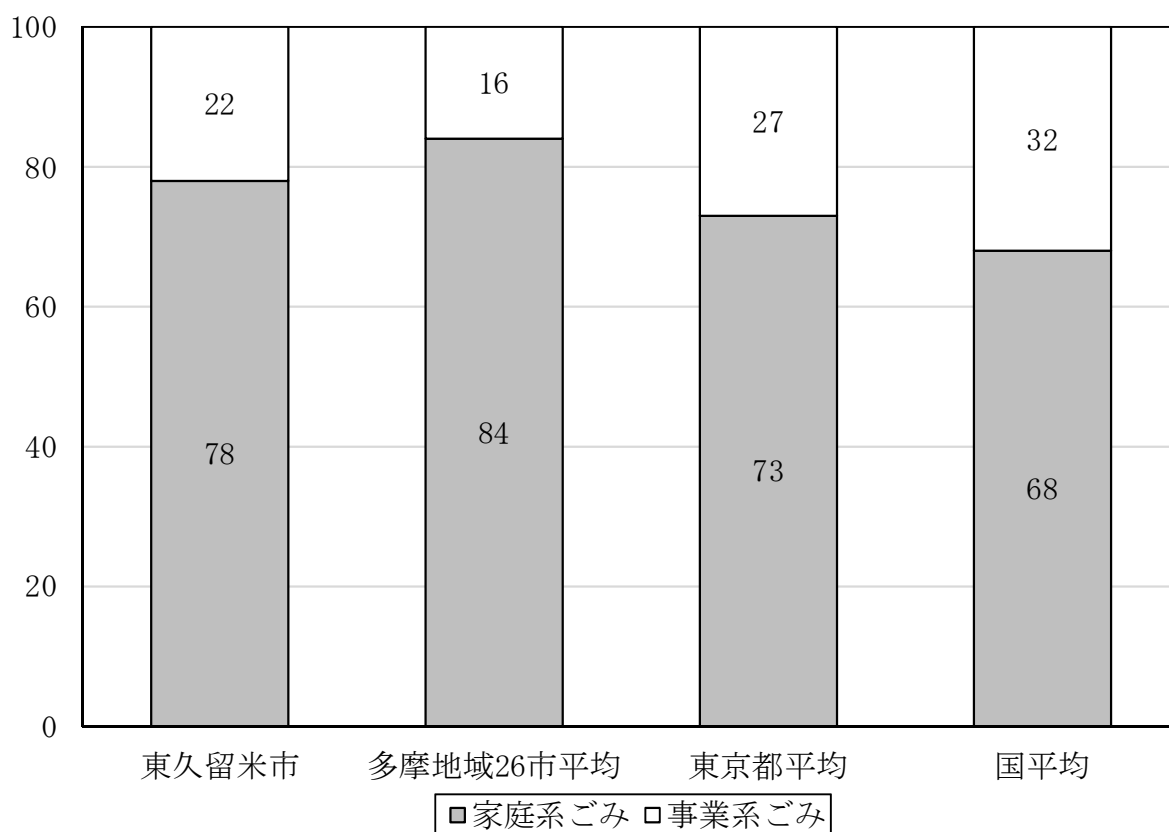
図13 ごみ・資源物の排出量の推移

令和元年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日平均排出量（以下、「原単位」といいます。）を図14、図15に示します。

令和元年度時点では、本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比については、事業系ごみの構成比が22%と、東京都及び国の平均の27%、32%と比較して低い値となっていますが、多摩地域26市平均の16%と比較すると高い値になっています。

原単位についても同様に、事業系ごみは153g/人・日と、東京都及び国の226g/人・日、280g/人・日と比較して低い値となっていますが、多摩地域26市平均の106g/人・日と比較すると高い値になっています。

家庭系ごみと事業系ごみの構成比

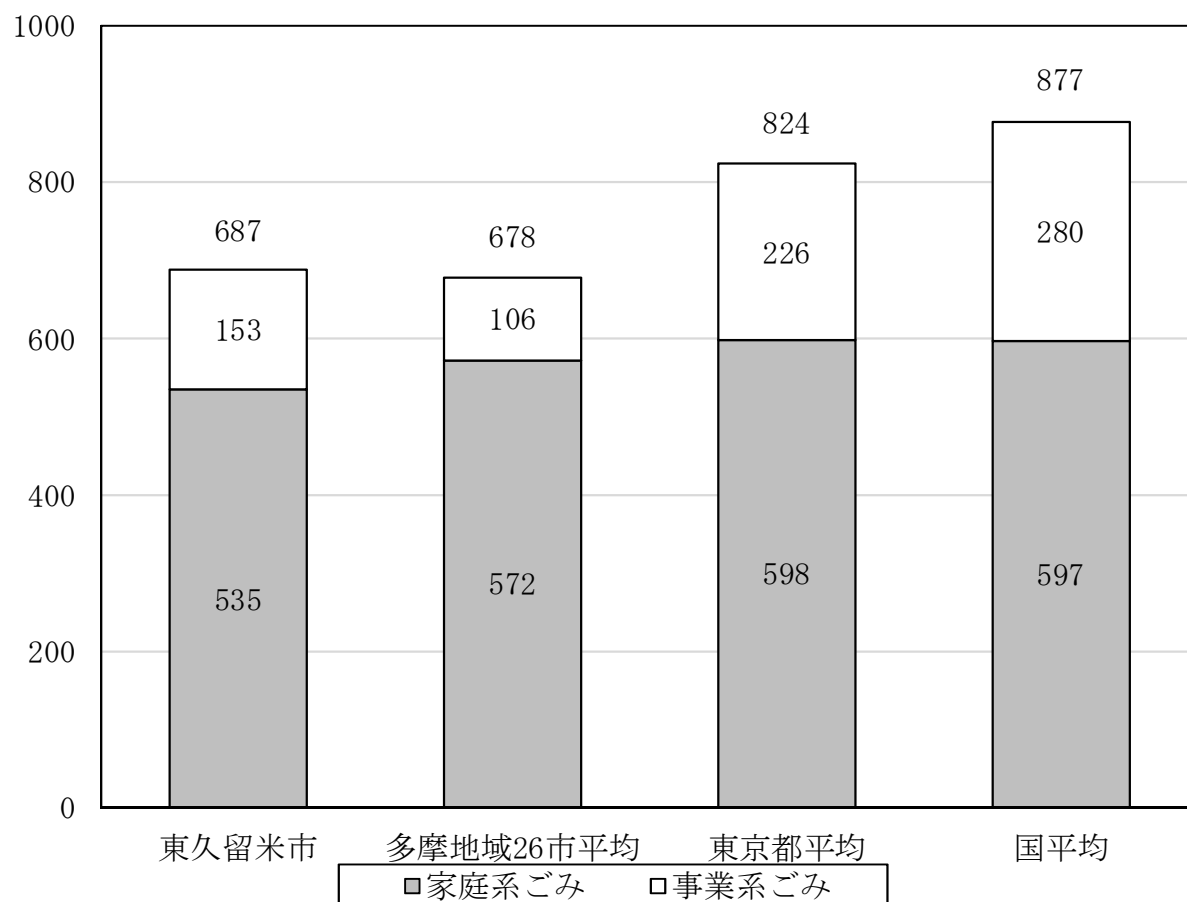


※集団回収量を含みません。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2019（平成31年・令和元）年度統計
一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）

図14 令和元年度の家庭系ごみと事業系ごみ構成比

ごみ排出量原単位 (g/人・日)



※集団回収量を含みません。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2019（平成31年・令和元）年度統計
一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）

図15 令和元年度の家庭系ごみと事業系ごみの原単位

(2) 1人1日平均排出量

1人1日当たりのごみ排出量を表14及び図16に示します。本市の原単位は、平成28年度の580.59g/人・日から平成30年度の525.80g/人・日と減少傾向になっていましたが、令和2年度には563.52g/人・日と増加しています。

表14 1人1日当たりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

品目	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (有料化10月～)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせるごみ	383.64	352.27	324.86	328.98	339.50
燃やせないごみ	51.66	50.11	39.48	41.47	48.93
粗大ごみ	1.80	2.18	2.23	2.24	2.55
有害ごみ	0.84	0.96	0.87	0.89	0.89
小計	437.94	405.52	367.44	373.58	391.87
資源物	142.65	158.63	158.36	161.20	171.65
うち、容器包装プラスチック	34.98	40.76	38.48	40.32	40.38
合計(ごみ+資源物)	580.59	564.15	525.80	534.78	563.52

※1人1日当たりのごみ排出量は、次の計算式より算出しています。

行政収集量 ÷ (各年度10月1日の人口 × 365日(うるう年は366日))

※行政収集量には持込みごみ量及び集団回収量を含みません。

1人1日当たり
ごみ排出量
(g/人・日)

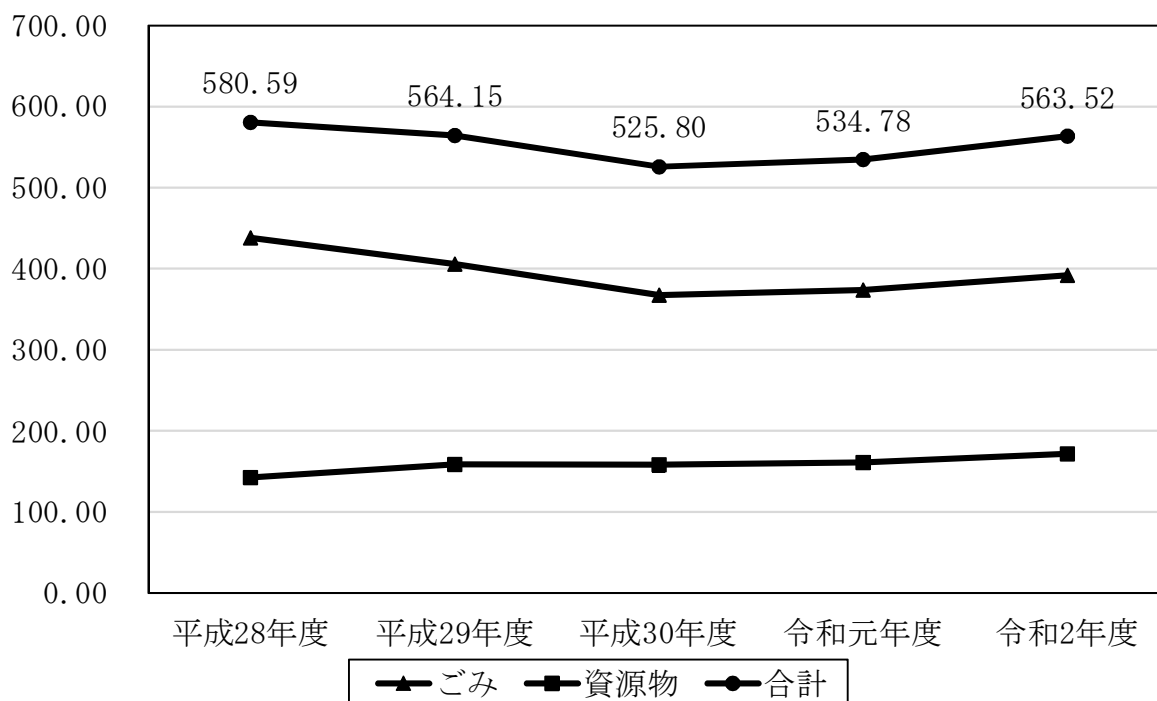


図16 家庭ごみ・資源の原単位の推移

(3) 種類別ごみ排出量の内訳

排出される家庭ごみのうち、燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの内訳を図 17 に示します。

本市の令和 2 年度の種類別ごみ排出量は、燃やせるごみが最も多く 20,422t (62.2%)、次いで行政回収資源が 7,327t (22.3%)、集団回収が 2,580t (7.8%)、燃やせないごみが 2,186t (6.7%)、粗大ごみが 313t (1.0%)、有害ごみが 39t (0.1%) となっています。

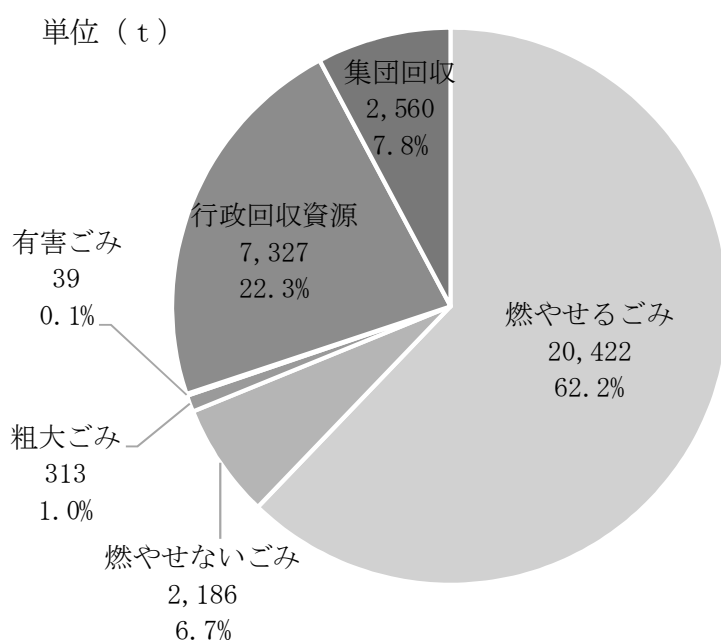


図17 種類別ごみ・資源排出量 (令和 2 年度)

4 資源化の実績

(1) 資源回収量の推移

資源回収量の推移を表 15、図 18 に示します。本市の総資源化量は、平成 28 年度の 12,179t/年から、令和 2 年度の 13,048t/年と増加しています。

表15 資源回収量の推移

単位：t/年

	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (有料化10月～)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
直接資源化量	5,864	6,627	6,611	6,748	7,164
中間処理後資源化量	3,278	3,221	2,996	3,154	3,324
集団回収量	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560
総資源化量	12,179	12,743	12,327	12,577	13,048

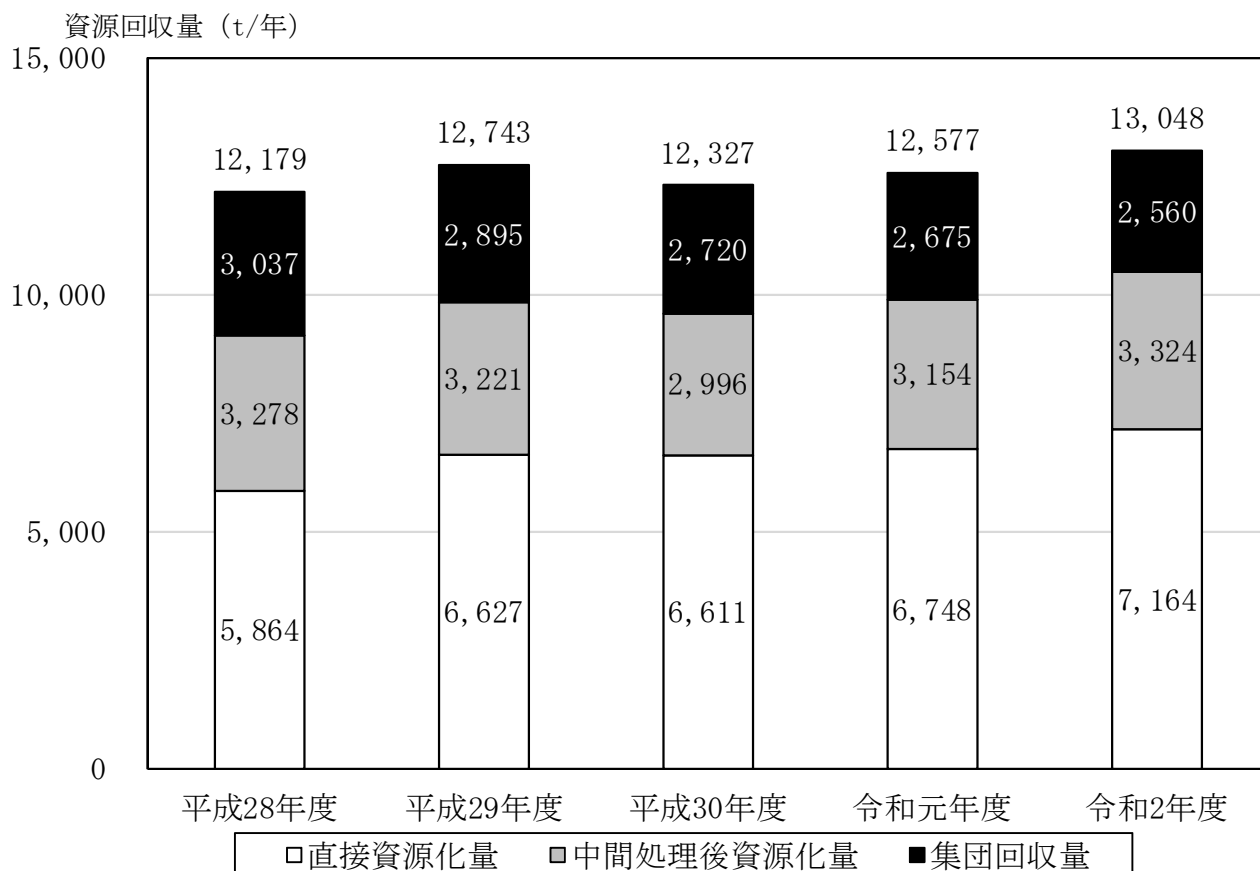


図18 資源回収量の推移

(2) リサイクル率の推移

リサイクル率の推移を表 16、図 19 に示します。本市のリサイクル率（資源化率）は、平成 28 年度の 37.1%から平成 29 年度の 39.5%と増加していますが、それ以降は、令和 2 年度の 39.7%まで、ほぼ横ばいで推移しています。本市の令和元年度のリサイクル率の 39.2%は、国平均の 19.6%を 19.6%、都平均の 22.3%を 16.9%上回っています。

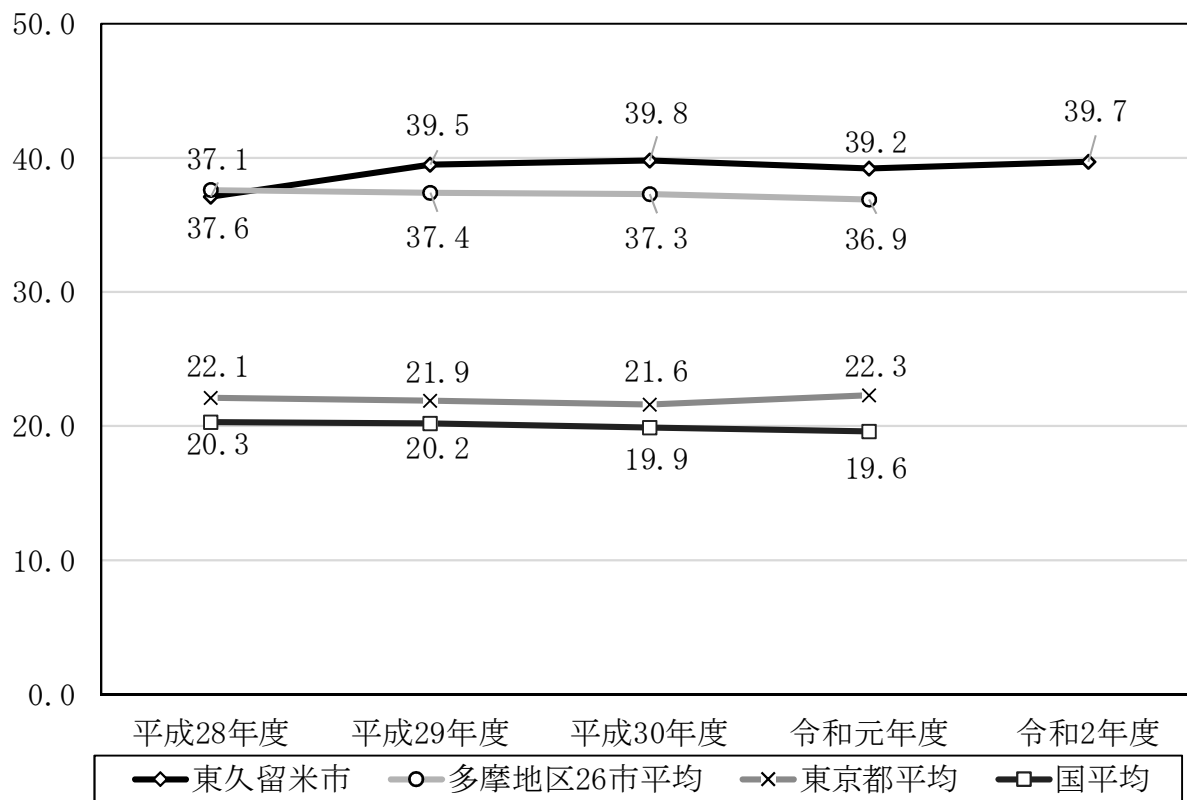
表16 リサイクル率の推移

単位：%

	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (有料化10月～)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
東久留米市	37.1	39.5	39.8	39.2	39.7
多摩地区26市平均	37.6	37.4	37.3	36.9	—
東京都平均	22.1	21.9	21.6	22.3	—
国平均	20.3	20.2	19.9	19.6	—

資料：一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）
多摩地域ごみ実態調査 2019（平成 31・令和元）年度統計

総資源化率（%）



資料：一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）
多摩地域ごみ実態調査 2019（平成 31・令和元）年度統計

図19 リサイクル率の推移

5 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬体制を表17に示します。本市では、さらなるごみの減量化・資源化を推進していくため、平成29年10月からの家庭ごみの有料化に併せて、小型廃家電類を除く全ての収集品目で戸別収集を行っています。また指定収集袋の料金を表18に示します

表17 収集・運搬体制

対象区分		収集頻度	収集方式
燃やせるごみ		週2回	戸別収集方式
燃やせないごみ		週1回	戸別収集方式
粗大ごみ		随時	戸別収集方式
有害ごみ ^{※1}		週1回	戸別収集方式
資源物	リサイクル缶	週1回	戸別収集方式
	リサイクルびん	週2回	戸別収集方式
	古紙	週1回	戸別収集方式
	布類 ^{※2}	週1回	戸別収集方式
	容器包装プラスチック	週1回	戸別収集方式
	ペットボトル	週1回	戸別収集方式
	牛乳などの紙パック	週1回	戸別収集方式
	剪定枝	随時	戸別収集方式
	小型家電	—	拠点方式 (常設の回収ボックス)

※1「粗大ごみ」、「剪定枝」は電話にて申込が必要です。

※2「布類」は濡れると資源化できなくなるため、必ず晴れた日に排出してください。

表18 指定収集袋の料金

	1組(10枚)当たりの金額(円)				1L当たりの金額(円/L)
	5L (ミニ袋)	10L (小袋)	20L (中袋)	40L (大袋)	
燃やせるごみ	100円	200円	400円	800円	2円/L
燃やせないごみ	—	200円	400円	—	2円/L
容器包装プラスチック	—	100円	200円	400円	1円/L

6 中間処理

(1) 中間処理施設

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、西東京市、清瀬市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。

燃やせるごみは柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理、燃やせないごみ、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で処理、資源物はリサイクルセンターで処理を行っています。

柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要を表19～表21に示します。

表19 ごみ焼却施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 13 年 12 月（平成 12 年 11 月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3 基）
総事業費	14,400,183 千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約 6,496 m ² 管理棟：約 978 m ²
延床面積	工場棟：約 20,698 m ² 管理棟：約 2,939 m ²
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大 6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表20 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和 48 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月 改造(破碎装置)：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月 改造(クレーン及びピット)：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破碎型式	竪型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m ²
延床面積	約 586 m ²

表21 リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h(缶：10t/5h、びん：15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶、びん、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m ²
延床面積	約 2,690 m ²

(2) 焼却処理量

本市の焼却処理量の推移を表 22、図 20 に示します。本市の焼却処理量は、令和 2 年度は 22,419t となっています。

表22 焼却処理量の推移

区分／年度		単位	H28	H29	H30	R1	R2	
焼却処理施設の処理量		t/年	23,169	22,175	21,177	22,091	22,419	
処理量	処理量	t/年	21,203	20,169	19,463	20,365	20,422	
	行政回収・燃やせるごみ	t/年	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493	
	直接持込み・燃やせるごみ	t/年	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929	
選別残渣		t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	
	粗大ごみ処理施設可燃残渣	t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997	
処理内訳	埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	
	資源化	資源化	t/年	2,927	2,805	2,644	2,778	2,876
		エコセメント化	t/年	2,835	2,718	2,563	2,692	2,781
		鉄分残渣	t/年	92	87	81	86	95

焼却処理量 (t/年)

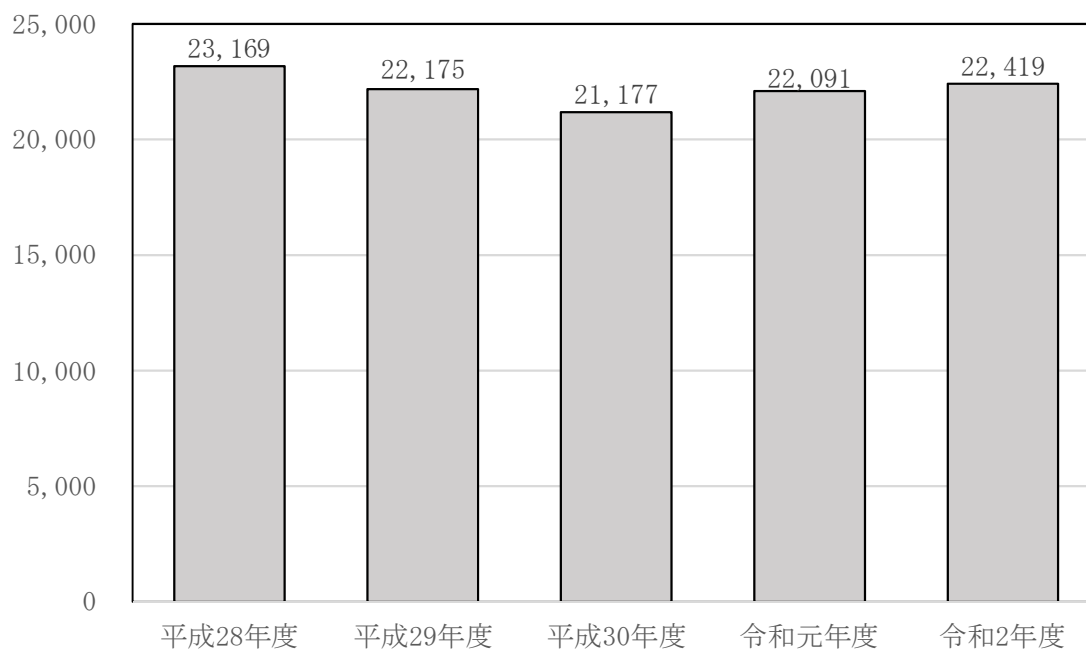


図20 焼却処理量の推移

(3) 燃やせない・粗大ごみ処理量

本市の燃やせない・粗大ごみ処理量の推移を表 23、図 21 に示します。本市の燃やせないごみの処理量は、平成 29 年度の 2,194t/年から平成 30 年度の 1,752t/年と減少していますが、それ以降は、令和 2 年度にかけて 2,186t/年と増加しています。

表23 燃やせないごみ・粗大ごみ処理量の推移

区分/年度		単位	H28	H29	H30	R1	R2
粗大ごみ処理施設の処理量		t/年	2,493	2,427	2,002	2,125	2,506
処理内訳	処理量	t/年	2,421	2,406	1,992	2,116	2,499
	行政回収・燃やせないごみ	t/年	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
	行政回収・粗大ごみ	t/年	77	93	95	96	109
	直接持込み・燃やせないごみ	t/年	53	56	69	83	97
	直接持込み・粗大ごみ	t/年	85	119	145	162	204
	選別残渣	t/年	72	21	10	9	7
	リサイクルセンター夾雑物	t/年	72	21	10	9	7
	可燃残渣	t/年	1,966	2,006	1,714	1,726	1,997
	資源化	t/年	461	429	362	385	442
	有価物回収 再利用化(固形燃料化/ガス化溶融)	t/年	176 285	167 262	138 224	153 232	196 246

ごみ排出量 (t/年)

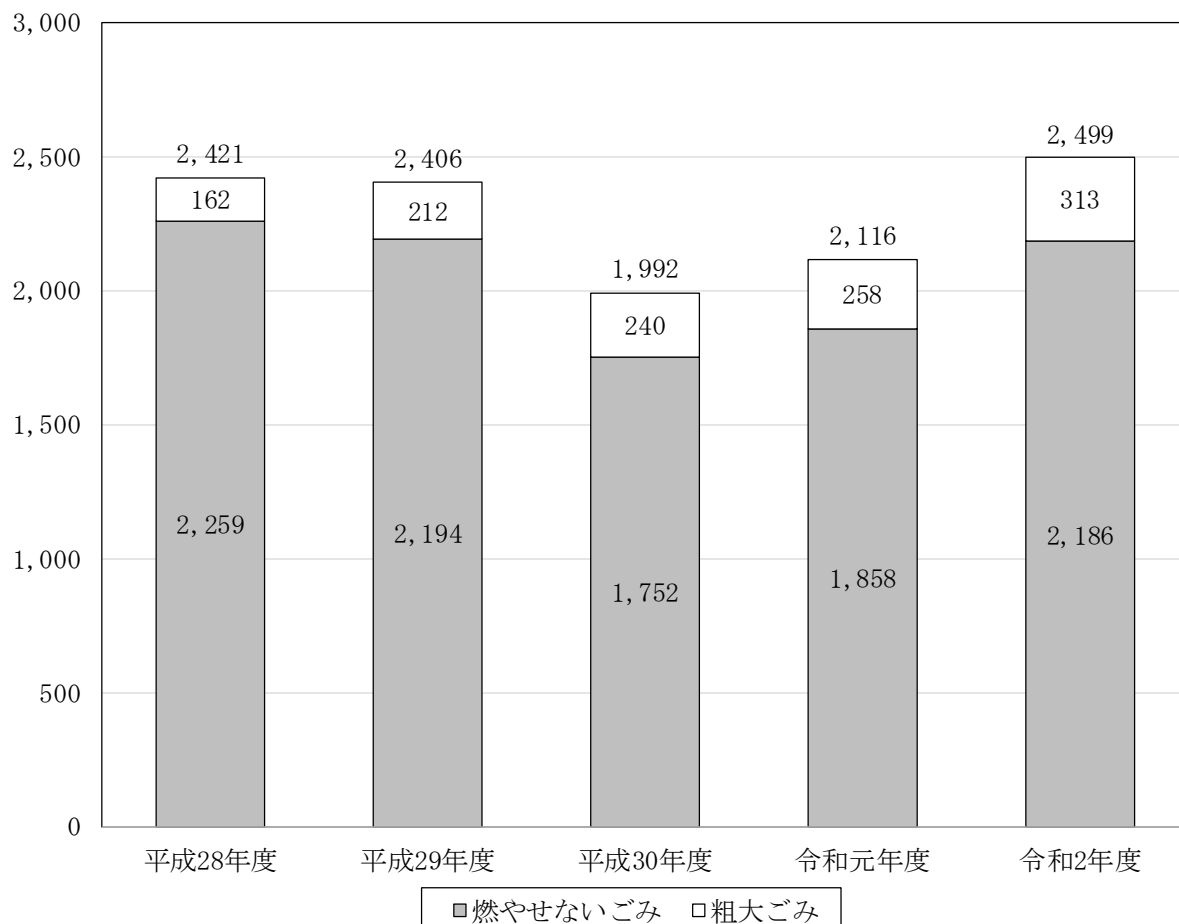


図21 燃やせないごみ・粗大ごみ処理量の推移

(4) 残渣の処理

柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理された後の焼却残渣は東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設にてエコセメント化し、再利用しています。エコセメント化施設の概要を表 24 に示します。

また、粗大ごみ処理施設からの不燃残渣については、民間業者に搬入してガス化溶融をしています。

表24 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 7642 番地
建設年月	着工：平成 15 年 2 月 竣工：平成 18 年 7 月
処理能力	焼却残渣等の処理能力 約 330t/日（平均処理量 300t/日）
生産能力	エコセメント生産能力 約 520t/日（平均処理量 430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分別埋設された焼却残渣
総事業費	約 27,200,000 千円

7 最終処分

本市の最終処分量は、平成 19 年度以降、焼却残渣をエコセメント化施設に搬入しているため、0 t となっています。

8 ごみ質分析

柳泉園組合では、毎年ごみ質分析を実施しています。可燃ごみの三成分値、低位発熱量、種類組成をそれぞれ図 22～図 24 に示します。

三成分は、令和元年度では水分が 42.0%、可燃分が 52.4%、灰分が 5.6%となっています。

低位発熱量は、5カ年の平均値は概ね 2,400kcal/kg となっており、令和元年度は 2,555kcal/kg となっています。なお、柳泉園クリーンポートの計画ごみ質（設計値）は低質ごみで 1,400kcal/kg、基準ごみで 2,100kcal/kg、高質ごみで 2,800kcal/kg となっていることから、低位発熱量が基準ごみよりもやや高い数値になっています。

種類組成は、令和元年度では紙類が 42.1%、プラスチックが 22.0%、厨芥が 9.2%、木・草が 8.4%、繊維類が 7.8%、不燃分（金属類、石・ガラス類）が併せて 2.9% 等となっています。

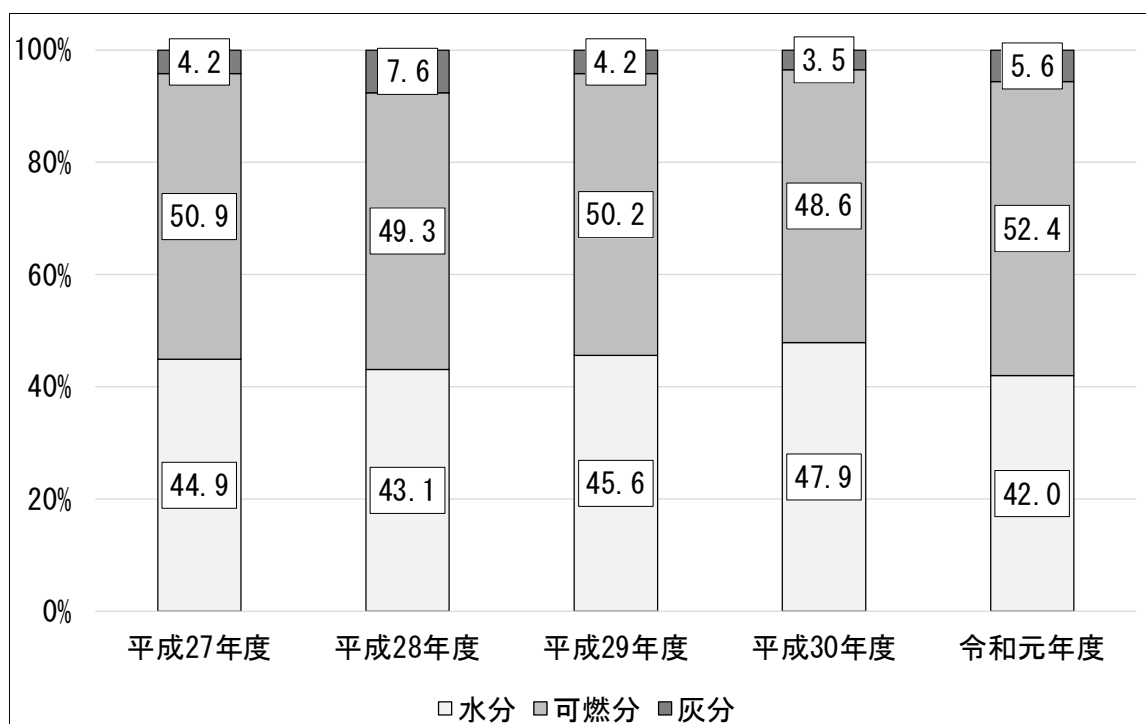


図22 ごみ質分析結果（三成分）

【コラム：低位発熱量】

○低位発熱量とは…

燃えやすさの指標のようなものであり、値が高ければ燃えやすく、低ければ燃えにくいと判断できます。

燃えやすければ良いというわけではなく、安定的・効率的な処理のためには、設計値の範囲内（1,400～2,800kcal/kg）に収まっていることが重要となります。

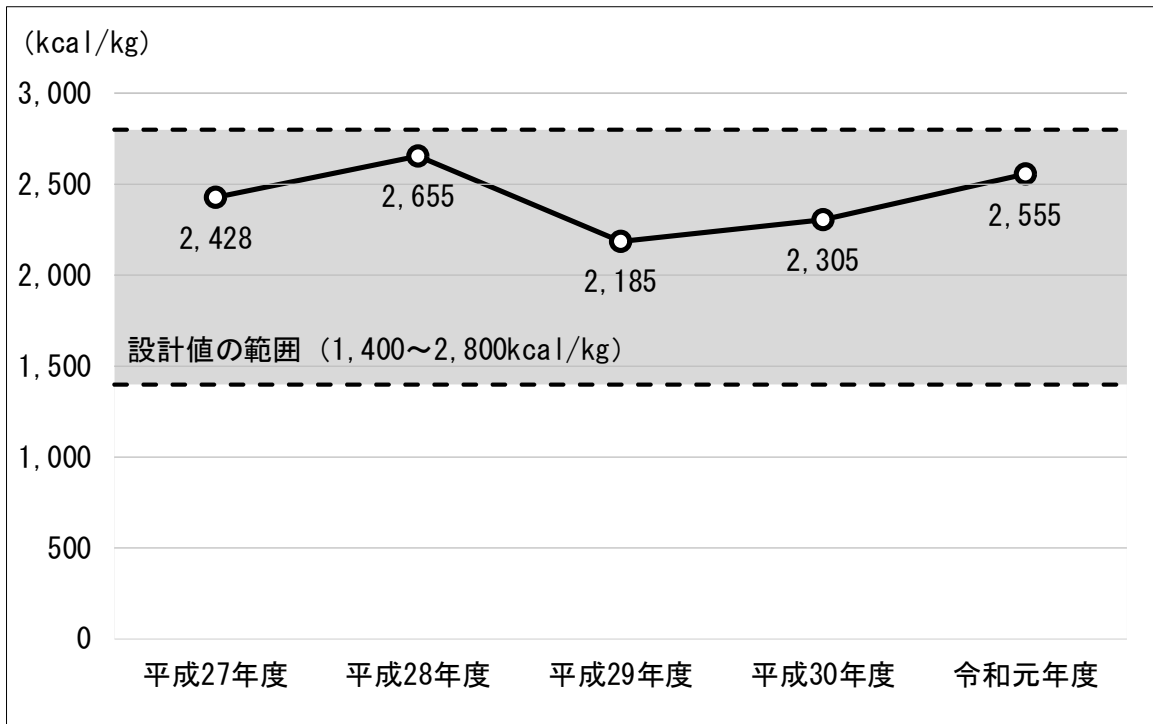


図23 ごみ質分析結果（低位発熱量）

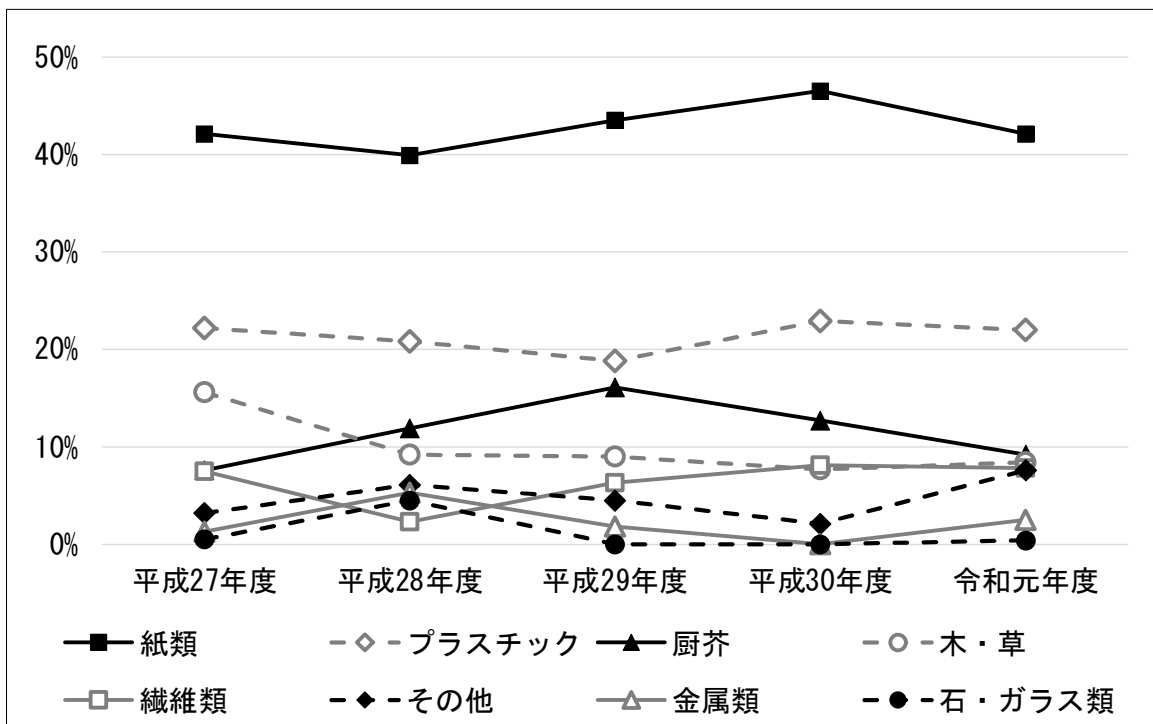


図24 ごみ質分析結果（種類組成）

9 ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理経費の推移を表25に、令和元年度の清掃費の内訳を図25に示します。清掃費は清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費に大別され、清掃総務費には清掃事業に係る職員の人件費、中間処理を行う柳泉園組合の負担金、焼却残渣等のエコセメント化を行う東京たま広域資源循環組合の負担金などが含まれ、塵芥処理費には収集運搬委託料が含まれます。

一般会計に占める清掃費の割合は概ね5%前後で推移しています。

市民1人当たりのごみ処理経費は、平成28年度の16,771円から令和2年度の15,519円に1,252円減少しています。

表25 清掃費の推移

(単位：円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般会計	39,167,433,203	40,065,641,756	41,305,500,848	42,333,073,341	57,026,640,381	
清掃費	清掃総務費	1,136,584,278	1,142,409,851	958,193,078	908,463,150	815,114,794
	塵芥処理費	822,786,237	928,387,070	973,309,556	997,528,357	996,945,171
	し尿処理費	2,826,144	2,813,184	2,790,288	3,000,100	3,096,060
	計	1,962,196,659	2,073,610,105	1,934,292,922	1,908,991,607	1,815,156,025
前年対比	106.9%	105.7%	93.3%	98.7%	95.1%	
一般会計に占める割合(%)	5.0%	5.2%	4.7%	4.5%	3.2%	
人口(10月1日現在)(人)	117,000	116,889	116,779	116,952	116,961	
世帯数(10月1日現在)(世帯)	53,190	53,641	54,114	54,750	55,313	
市民1人当たりの経費	一般会計	334,764	342,767	353,707	361,970	487,570
	清掃費	16,771	17,740	16,564	16,323	15,519
1世帯当たりの経費	一般会計	736,368	746,922	763,305	773,207	1,030,981
	清掃費	36,890	38,657	35,745	34,867	32,816

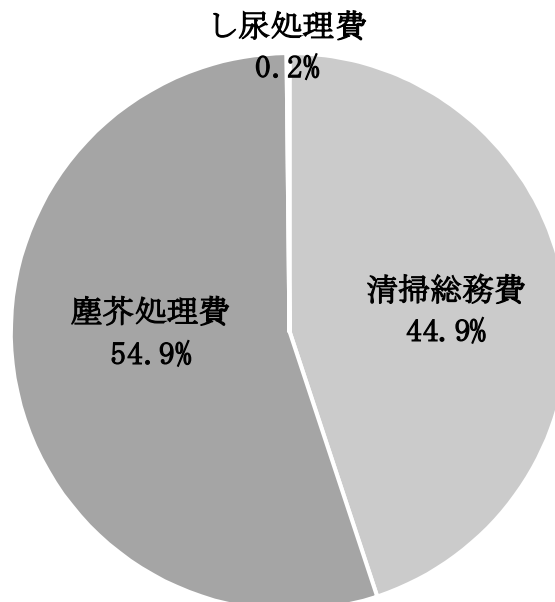


図25 清掃費の内訳 (令和2年度)

(2) 維持管理費

柳泉園組合所管の各施設の維持管理費を表26に示します。

柳泉園クリーンポートについては現在、経費の効率化及び適正化を目的として、民間事業者と、令和14年6月30日までの「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」の契約を締結しています。

表26 各施設の維持管理費の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
柳泉園クリーンポート	1,512,410	1,503,301	1,305,388	1,328,349	1,348,330
粗大ごみ処理施設	219,193	189,903	201,815	188,251	196,223
リサイクルセンター	123,328	129,474	127,124	123,684	126,251
し尿処理施設	46,080	46,398	44,254	42,236	39,510
合計	1,901,011	1,869,076	1,678,581	1,682,520	1,710,314

※施設建設費、議会費及び総務費は含みません。

(3) 負担金

本市を含む組合構成市の柳泉園組合への負担金を表27に示します。

表27 組合構成市の柳泉園組合への負担金の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西東京市	782,881	755,167	643,750	653,317	661,110
清瀬市	343,772	329,556	246,258	245,386	234,285
東久留米市	534,711	512,693	416,316	382,589	328,047
合計	1,661,364	1,597,416	1,306,324	1,281,292	1,223,442

10 ごみ減量化・再生利用の状況

(1) 家庭系ごみ有料化の導入

家庭系ごみの有料化については、平成28年2月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」を策定し、平成28年4月からは市民説明会を開催するなど市民への周知を図るとともに、平成28年6月の市議会定例会において、「東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正する条例が可決、平成29年3月の市議会定例会において、「東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例が可決され、平成29年10月から、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「容器包装プラスチック」の3品目を指定収集袋による有料化を実施しました。

指定収集袋を用いて排出されている「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「容器包装プラスチック」の行政収集量の推移を図26に示します。

行政収集量 (t/年)

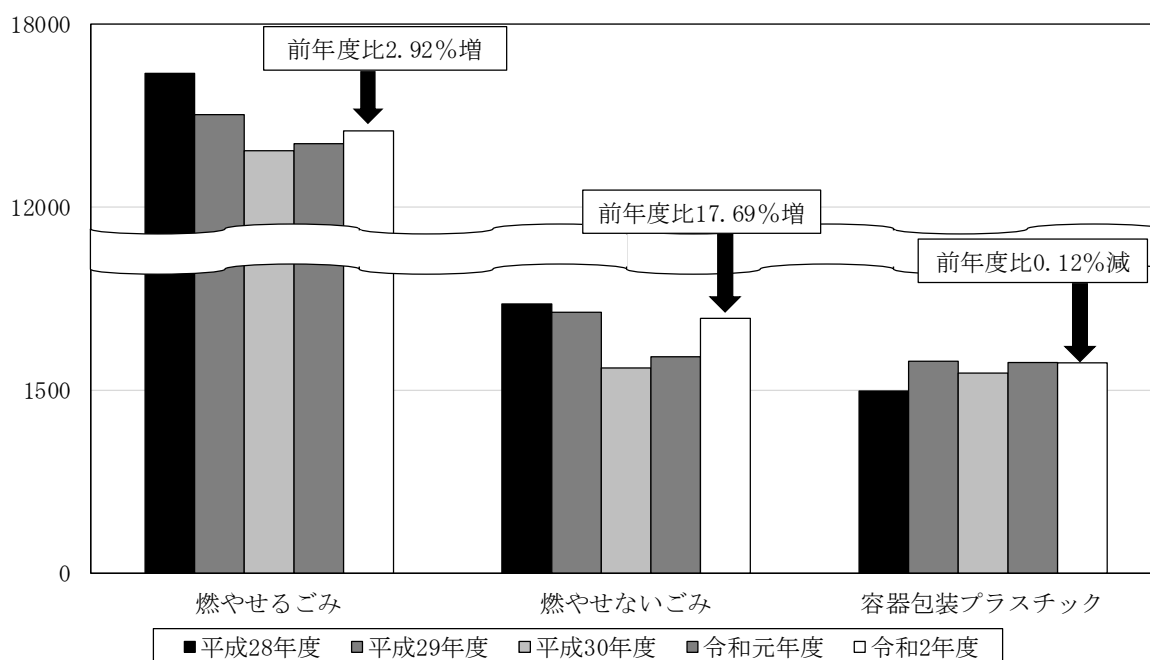


図26 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの行政収集量の推移

(2) ごみの減量化・資源化

1) 生ごみ減量化処理機等購入助成制度

本市で実施している生ごみの自家処理を前提とした助成金制度の助成金額及び交付実績を表 28、表 29 に示します。

表28 助成金額

処理能力	購入金額	助成金額
5 kg/日未満	7,000円以下	購入金額の半額 (100円未満の端数は切り捨て)
	7,000円超12,000円未満	3,500円
	12,000円超60,000円未満	購入金額の3分の1 (100円未満の端数は切り捨て)
	60,000円以上	20,000円
5 kg/日以上	-	購入金額の3分の1の額 (100円未満の端数は切り捨て) 又は300,000円のいずれか低い方の額

表29 生ごみ処理機器等購入助成制度に基づく交付実績

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
交付件数 (件)	18	14	22	17	14
交付台数 (台)	18	16	26	17	15
助成金額 (円)	208,300	228,100	261,900	195,100	212,600
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付件数 (件)	45	54	29	28	72
交付台数 (台)	55	57	31	30	72
助成金額 (円)	586,700	629,800	278,500	311,100	694,800

(3) 広報、啓発活動及び環境学習

1) 広報、情報発信等

市広報やホームページでごみ減量特集ページを掲載し、生ごみの減量に対する取り組みや、小型家電の分別収集の取り組みなどの情報発信を積極的に行い、市民への周知を図っています。

2) 環境教育

(記載内容検討中)

(4) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づき、延べ床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めています。

(5) 使用済み小型家電の分別収集

平成24年度から使用済み小型家電の拠点回収を実施しており、現在16か所の拠点に回収ボックスを設置しています。

(6) 集団回収

集団回収による資源物の品目別回収量を表30、集団回収に参加する団体の実績を表31に示します。

表30 品目別回収量

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙類 (t)	2,922	2,764	2,593	2,541	2,431
布類 (t)	89	102	99	106	101
金属類 (t)	26	29	28	28	28
合計 (t)	3,037	2,895	2,720	2,675	2,561

※四捨五入による端数処理を行っているため、合計と数字が一致しない場合があります。

表31 報奨金交付状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体数 (団体)	158	151	146	141	132
報奨金交付額 (円)	27,335,835	26,052,444	24,479,451	24,073,866	23,045,085

1 1 ごみ処理状況の評価

(1) 類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実態調査結果）を用いて、本市と類似自治体の比較を行いました。

総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に基づいた、本市の都市形態（都市）、人口区分（Ⅲ：10万人以上15万人未満）、及び産業構造（3：Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上）と類似している、本市を含む全国の62自治体の平均値と比較した結果を表32及び図27に示します。

類似自治体の平均値を赤線（比較指数値を100とする）、本市の実績を黒線にて表示しており、比較指数値が大きく、赤線の外側に行くほど、他自治体より優れていることを示します。

類似自治体の平均値と比較すると、本市の1人1日当たりごみ総排出量、資源回収率、及び最終処分率の比較指数値は100以上と優れており、本市ではごみ発生抑制・資源化・最終処分抑制の取り組みの効果が高いと考えられます。

一方で、1人当たり年間処理経費、及び最終処分減量に要する費用の比較指数値は100を下回っており、ごみ処理経費がやや高い状況にあると考えられます。

【コラム：類似自治体】

○類似団体別市町村財政指数表における類型とは…

総務省が地方財政の状況を把握するために毎年度行っている「地方財政状況調査」において、下図の指標により分類されたグループ（類型）です。

環境省の市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールでは、この分類を基に、「類似自治体」を設定しています。

指標		区分
都市形態		政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市（前述以外の都市）、町村
人口区分	都市	I（5万人未満）、II（5万～10万人）、III（10万～15万人）、IV（15万人以上）
	町村	I（5千人未満）、II（5千～1万人）、III（1万～1万5千人）、IV（1万5千～2万人）、V（2万人以上）
産業構造※	都市	0（第二次・第三次95%未満、かつ第三次55%未満）、 1（同上、かつ第三次55%以上）、 2（第二次・第三次95%以上、かつ第三次65%未満）、 3（同上、かつ第三次65%以上）
	町村	0（第二次・第三次80%未満）、 1（第二次・第三次80%以上、かつ第三次55%未満）、 2（同上、かつ第三次55%以上）

※第二次：第二次産業就業人口、第三次：第三次産業就業人口

表32 類似自治体との比較（令和元年度実態調査より）

指標		62類似自治体の 平均値	東久留米市	比較指数値
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人・日	890	750	115.7
1人当たり 年間処理経費	円/人・年	13,640	16,484	79.2
資源回収率	%	20.2	31.1	154.0
最終処分率	%	6.4	0	200.0
最終処分減量に 要する費用	円/t	42,423	50,619	80.7

資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール
（令和元年度実態調査結果）

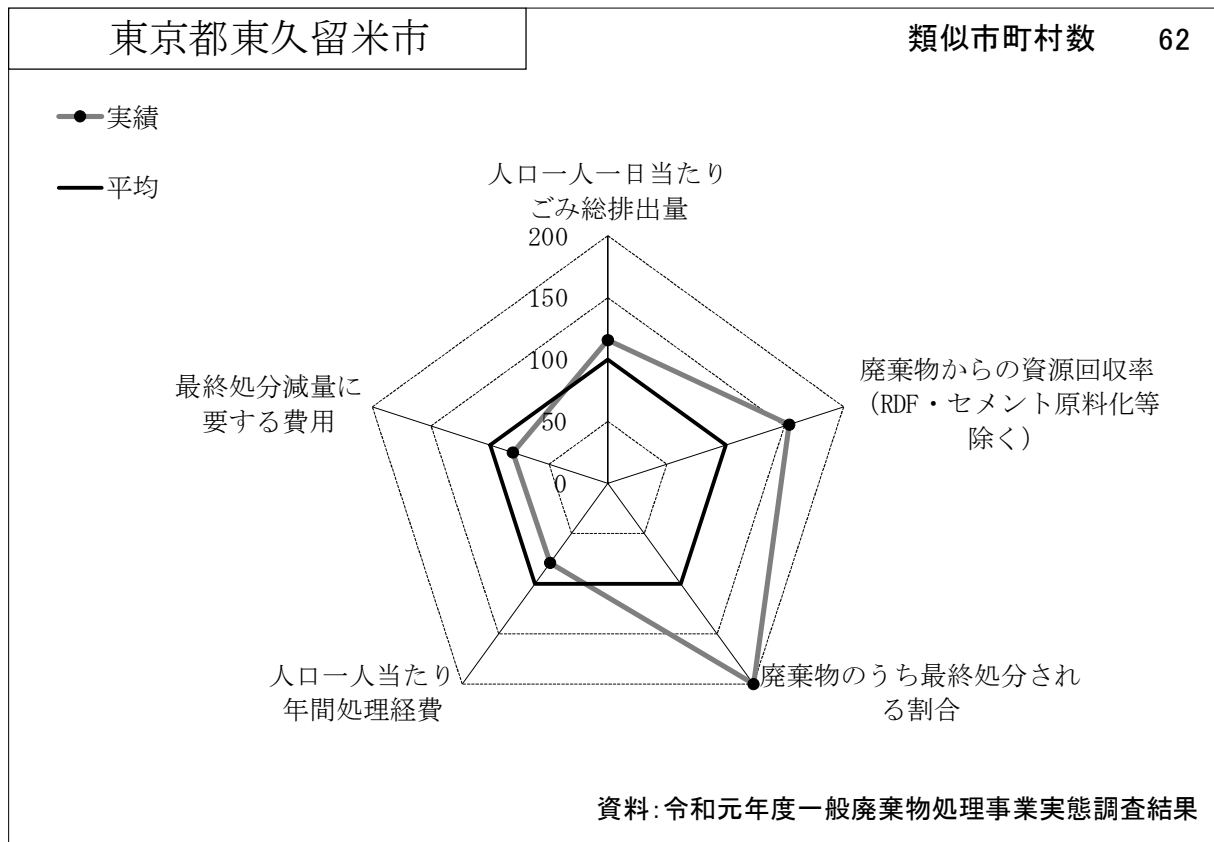


図27 類似自治体との比較（令和元年度実態調査より）

(2) 多摩地域の状況

令和元年度における多摩地域のごみの状況を表33に示します。

表33 多摩地域 26 市の収集量原単位の状況

都市名	人口 (人)	家庭ごみ原単位		ごみ原単位		リサイクル率		事業系比率	
		(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	%	順位	%	順位
八王子市	562,828	596	20	737	21	33.9	21	18.3	20
立川市	184,148	527	2	605	2	41.9	5	11.9	8
武蔵野市	146,847	631	23	750	22	39.0	10	14.8	15
三鷹市	188,432	571	16	657	11	39.2	8	12.5	9
青梅市	133,283	599	21	758	23	34.0	20	19.1	22
府中市	260,757	522	1	612	3	39.3	7	13.3	12
昭島市	113,347	573	17	726	19	35.4	15	20.3	25
調布市	236,880	584	19	666	14	42.4	3	11.6	7
町田市	429,058	555	8	700	16	31.2	25	18.9	21
小金井市	122,270	564	13	576	1	54.2	1	2.0	1
小平市	194,571	565	14	624	4	38.0	11	9.1	3
日野市	186,285	552	7	626	5	34.4	18	11.3	6
東村山市	151,024	545	5	650	10	42.3	4	15.2	18
国分寺市	124,962	560	12	629	6	43.7	2	9.9	5
国立市	76,269	570	15	704	18	36.4	13	18.0	19
福生市	57,701	626	22	733	20	34.3	19	13.8	13
狛江市	83,219	576	18	638	8	36.5	12	9.3	4
東大和市	85,277	556	10	641	9	35.4	15	12.6	10
清瀬市	74,658	556	10	659	12	35.6	14	14.8	15
東久留米市	116,952	535	3	687	15	39.2	8	20.3	25
武蔵村山市	72,417	668	25	768	24	32.5	24	12.7	11
多摩市	148,865	549	6	701	17	33.9	21	19.8	24
稲城市	91,339	555	8	661	13	30.9	26	14.8	15
羽村市	55,519	636	24	796	26	34.9	17	19.1	22
あきる野市	80,686	760	26	784	25	33.1	23	2.8	2
西東京市	204,658	539	4	632	7	41.1	6	13.9	14
26市平均	—	572	—	678	—	37.0	—	14.7	—
最大値	—	760	—	796	—	54.2	—	20.3	—
最小値	—	522	—	576	—	30.9	—	2.0	—

※家庭ごみ原単位・ごみ原単位に資源量は含まれています。

※事業系比率は、総ごみ・資源量（集団回収を含む）に含まれる持込ごみ量の比率となります。

※四捨五入して計算しているため、多摩地域ごみ実態調査と数字が一致しない部分があります。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2019（平成31・令和元）年度統計

第4節 ごみ処理基本計画

1 基本方針

本市では、次の基本方針に基づき、ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指します。

基本方針	内容
3R から適正処理へ、優先順位に基づく処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先順位が高いにもかかわらず、取り組みの遅れている発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)を強化、推進することで廃棄物の発生量を抑制します。 ● 排出される廃棄物のうち、再生利用(マテリアルリサイクル)可能なものは、分別収集することで資源化を図ります。 ● 再生利用できないものについては焼却による熱回収(サーマルリサイクル)を行うことで、循環的利用を徹底します。
ごみから資源への意識の転換	<ul style="list-style-type: none"> ● 不用物を廃棄物としてとらえるのではなく、不用物をまず再使用、再生利用できる資源として考える意識改革を推進します。 ● 「不用となったら処分するごみ」ではなく、「不用となってもまだ利用できる資源」とする考え方を、市民や事業者に浸透させることで、ごみの減量化、再資源化を推進します。
パートナーシップの構築とそれぞれの主体的実践の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図っていきます。 ● 3者がそれぞれ主体的に取り組む内容を明確にし、実践していく仕組みづくりを推進します。 ● 不法投棄防止、ポイ捨て防止、資源の持ち去り防止のため、3者が協力して取り組みます。

2 主体別の行動指針

基本方針に基づき、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割と責任で主体的に取り組んでいく内容を次に示します。

(1) ごみ排出量の抑制

市民の取り組み

- 生ごみはしっかり絞って水をよくきり、ごみの量を減らす。
- 残菜が出ないような調理の工夫をする。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックを持参し、レジ袋等をもらわない。
- 過剰包装を断り、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を購入する。
- 市の生ごみ処理機器補助制度や段ボールコンポストを活用し、生ごみの減量を進める。
- ラップ類を使わない。
- 資源物の分別排出に努める。

事業者の取り組み

- 事業活動に伴って発生するごみに関する実態の把握と発生の抑制を進める。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックの持参を消費者に呼びかける。
- 梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を開発する。
- 生ごみを有効に活用できる手法を検討する。

行政の取り組み

- ごみの減量化のため、庁舎内も含めごみの発生を抑制する。
- ごみの分け方・出し方についての情報提供の充実、ごみ問題に関して興味関心を持てる機会を提供する。
- 生ごみ減量化処理機器の購入助成制度や段ボールコンポストの活用を広く周知し、生ごみの減量を推進する。
- 食品ロスの削減対策を検討する。

(2) リサイクルの推進

市民の取り組み

- ごみ減量化・資源化協力店を利用する。
- リサイクル製品を購入する。
- 資源物集団回収事業に参加をする。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 不用品の交換や譲渡などリユースを推進する。

事業者の取り組み

- 事業所におけるごみの資源化に努める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用に努める。
- ごみ減量化・資源化協力店に参加・協力する。
- リサイクルしやすい製品の製造や販売に努める。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 事業者間でリサイクルの連携体制を整備する。

行政の取り組み

- 庁舎内における廃棄文書の再生利用等、資源化を進める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用を促進する。
- ごみ減量化・資源化協力店への協力を呼びかける。
- 資源物回収事業を広く周知し、自発的なリサイクルシステムを促進する。
- グリーン購入を率先して行う。
- 東京たま広域資源循環組合と連携して、エコセメント事業を推進する。
- 生ごみ減量化処理機器や学校給食から排出される残渣物について、有効利用できる方法を研究する。
- 剪定枝や落ち葉等は、腐葉土や堆肥としてリサイクルされる仕組み作りを検討する。

(3) パートナーシップの構築

市民の取り組み

- ごみのポイ捨てやタバコのポイ捨てをしない。
- 地域ぐるみで不法投棄を監視する等、不法投棄の防止に努める。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄・ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

事業者の取り組み

- 所有地を適正に管理する等、不法投棄を防止する。
- 事業系廃棄物を適正に処理する。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄、ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

行政の取り組み

- 不法投棄、ポイ捨てさせない仕組みづくりを進め、市民・事業者の活動を支援する。
- 不法投棄やポイ捨て防止に向けたイベント等を開催し、市民・事業者への普及活動を図る。
- 資源持ち去り防止に取り組む。

3 減量化・資源化目標

(1) 前回計画目標値との比較

平成 19 年 3 月に策定し、平成 29 年 5 月に一部見直しを行った「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」では、減量化・資源化の進行を図るために、令和 3 年度の目標指標を以下のように設定しました。

【目標指標】

① 家庭ごみ原単位 = (燃やせるごみ + 燃やせないごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ + 資源物)

家庭から排出される、1 人 1 日あたりの平均ごみ量 (g/人・日)。

② ごみ排出量 = (生活ごみ* (行政回収) + 資源物 (行政回収))

※平成 29 年 5 月に一部見直しされている「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」では家庭ごみと記されておりますが、本計画では家庭から出る生活ごみと資源物の合計を家庭ごみと定義しております。

家庭から排出されるごみ・資源の総量。

③ ごみ原単位 = (総ごみ・資源量 + 集団回収量)

④ 資源化率 = 資源物* / (資源物* + ごみ排出量)

※④での資源物の定義は下記のとおりです。

資源物 = (直接資源化 + 中間処理後資源化 + 集団回収)

総排出量に占める資源物の割合。資源化の進捗状況を測る指標。(%)

前回計画で定めた目標値との比較を表 34 に示します。

表34 前回目標値との比較

	単位	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 目標値
家庭ごみ原単位	g/人・日	581	526	563	505
ごみ排出量	t/年	24,794	22,412	24,057	21,325
ごみ原単位	g/人・日	769	726	769	687
資源化率	%	37.1	39.8	39.7	42.1

※目標値については、平成 25 年度に有料化を実施した場合として定めた目標値です。

有料化は平成 29 年度に導入しています。

※各年度 10 月 1 日時点の人口を用いて原単位を算出しています。

(2) 目標値の設定

本計画の目標を設定するにあたり、前回計画の目標は勿論のこと、国や東京都、関係組合の計画等も考慮する必要があります。考慮する必要がある計画等については、以下の通りです。

「①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「基本的な方針」といいます。）」は、国が平成13年5月に策定し、平成28年1月に変更しています。この方針は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、さらなる循環型社会への転換を目指し、廃棄物の減量化目標や施策推進に必要な事項を示しています。

「②第四次循環型社会形成推進基本計画」は、国が平成30年6月に策定しています。この計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、取組の方向性や数値目標を示しています。

「③東京都資源循環・廃棄物処理計画」は、東京都が令和3年9月に策定しています。この計画は、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱とし、3Rの取組をさらに推し進め、大きな社会変革を的確に捉えながら、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、その実現に向けた目標を示しています。

「④第6次廃棄物減容（量）化基本計画」は、東京たま広域資源循環組合が令和2年10月に策定しています。この計画は、最終処分場である二ツ塚処分場の延命化を目的とし、東京たま広域資源循環組合に搬入される焼却残渣、不燃残渣の搬入量について、引き続き減量を行う方針とその目標を設定しています。

以下に①から④の各計画の目標値を示します。

①基本的な方針

目標年次	H24年度実績を基準とする R2年度目標			
目標項目	単位	H24年度実績	R2年度目標	目標割合
総排出量	百万 t	45	—	約 12%削減
再生利用量 (再生利用率)		9.3 (約 21%)	—	再生利用率を 約 27%に増加
最終処分量		4.7	—	約 14%削減
1人1日あたりの 家庭系ごみ※排出量	g/人・日	—	500	—

※資源ごみや有害ごみを除いた生活系ごみ。

②第四次循環型社会形成推進基本計画

目標年次	R7 年度目標	
目標項目	単位	R7 年度目標
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	850
1人1日あたりの家庭系ごみ※排出量	g/人・日	440

※資源ごみや有害ごみを除いた生活系ごみ。

③東京都資源循環・廃棄物処理計画

目標年次	R7 年度、R12 年度目標			
目標項目	単位	H30 年度実績	R7 年度目標	R12 年度目標
一般廃棄物排出量	万 t	441	440	410
(参考) 1人1日あたりの一般廃棄物排出量	g/人・日	—	850	796
一般廃棄物再生利用率	%	22.8	31	37
最終処分量 (産業廃棄物含む)	万 t	96	82	77
(参考) 一般廃棄物最終処分量	万 t	31	23	19
(参考) 一般廃棄物最終処分率	%	—	5.2	4.6

④第6次廃棄物減容（量）化基本計画

目標年次	R7 年度目標			
目標項目	単位	R1 年度実績	R7 年度目標	目標割合
焼却残渣量	t	79,279	74,702	6%削減
不燃残渣量	t	0	0	ゼロの継続

①基本的な方針は目標年度が令和2年度であること、②第四次循環基本計画は目標年度が令和7年度ですが、現状施策を継続した場合に目標達成の見込みが立っていること、③東京都資源循環・廃棄物処理計画は目標年度が令和7年度と令和12年度ですが、都全体での量的な目標であり、本市に適応が難しいことから、本計画の目標としては、④第6次廃棄物減容（量）化基本計画を参考に目標を設定します。

④東京たま資源循環組合の第6次廃棄物減容（量）化基本計画の焼却残渣量の目標は、令和7年度に令和元年度比6%減です。現状施策を継続した場合の令和7年度の焼却残渣量の予測は2,727t/年（令和元年度から1.3%増）ですが、令和元年度から6%削減は2,530t/年となります。

さらに、前回計画で設定されていた家庭ごみ原単位及びごみ排出量原単位については、令和3年度での目標達成が困難であると想定されること、コロナ禍により将来的な社会情勢の予測が困難であり、社会情勢を踏まえた新たな目標値を設定することが難しいことから、本計画の目標年度である令和18年度時点で、前回計画の

目標であった家庭ごみ原単位 505g/人・日、ごみ排出量原単位 687g/人・日を達成することを目指します。

本計画で参考とする目標指標を表 35、設定した目標値を表 36 に示します。

また、本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行いますので、見直し時期にあわせた短期目標を表 37 に示します。

表35 参考とする目標指標

	単位	R7 年度	R18 年度	備考
焼却残渣量	t/年	2,530	-	R1 に対して 6%削減*
家庭ごみ 原単位	g/人・日	-	505	前回計画の 目標値を維持
ごみ原単位	g/人・日	-	687	前回計画の 目標値を維持

※ 「④第 6 次廃棄物減容（量）化基本計画」の焼却残渣量の削減率の目標を参考に、以下の式によりごみ排出量の目標値を設定しています。

$$2,692 \text{ (R1 年度の焼却残渣量 (t/年))} \times (1-0.06 \text{ (目標削減率)})$$

表36 本計画の目標値（計画ごみ量）

	単位	R7 年度	R18 年度
総ごみ・資源物排出量 ^{※1}	t/年	29,883	27,122
ごみ排出量 ^{※2}	t/年	21,213	20,034
家庭ごみ原単位	g/人・日	512	505
ごみ原単位	g/人・日	721	683
焼却残渣量	t/年	2,515	2,277

※1 集団回収量や直接持込み、事業系ごみも含めた排出される全てのごみ・資源物の総排出量を示します。

※2 家庭から排出される行政回収ごみ・資源物の排出量を示します。

表37 本計画の短期目標、長期目標

	単位	R8 年度 第 1 期目標	R13 年度 第 2 期目標	R18 年度 第 3 期目標
総ごみ・資源物排出量 ^{※1}	t/年	29,706	28,453	27,122
ごみ排出量 ^{※2}	t/年	21,099	20,620	20,034
家庭ごみ原単位	g/人・日	511	507	505
ごみ原単位	g/人・日	719	700	683
焼却残渣量	t/年	2,504	2,393	2,277

※1 集団回収量や直接持込み、事業系ごみも含めた排出される全てのごみ・資源物の総排出量を示します。

※2 家庭から排出される行政回収ごみ・資源物の排出量を示します。

(3) ごみ及び資源物の行政回収量の見通し

現状の傾向が続いた場合と施策の効果があり、目標を達成できる場合のごみ及び資源物の行政回収量の見通しを図 28 に示します。

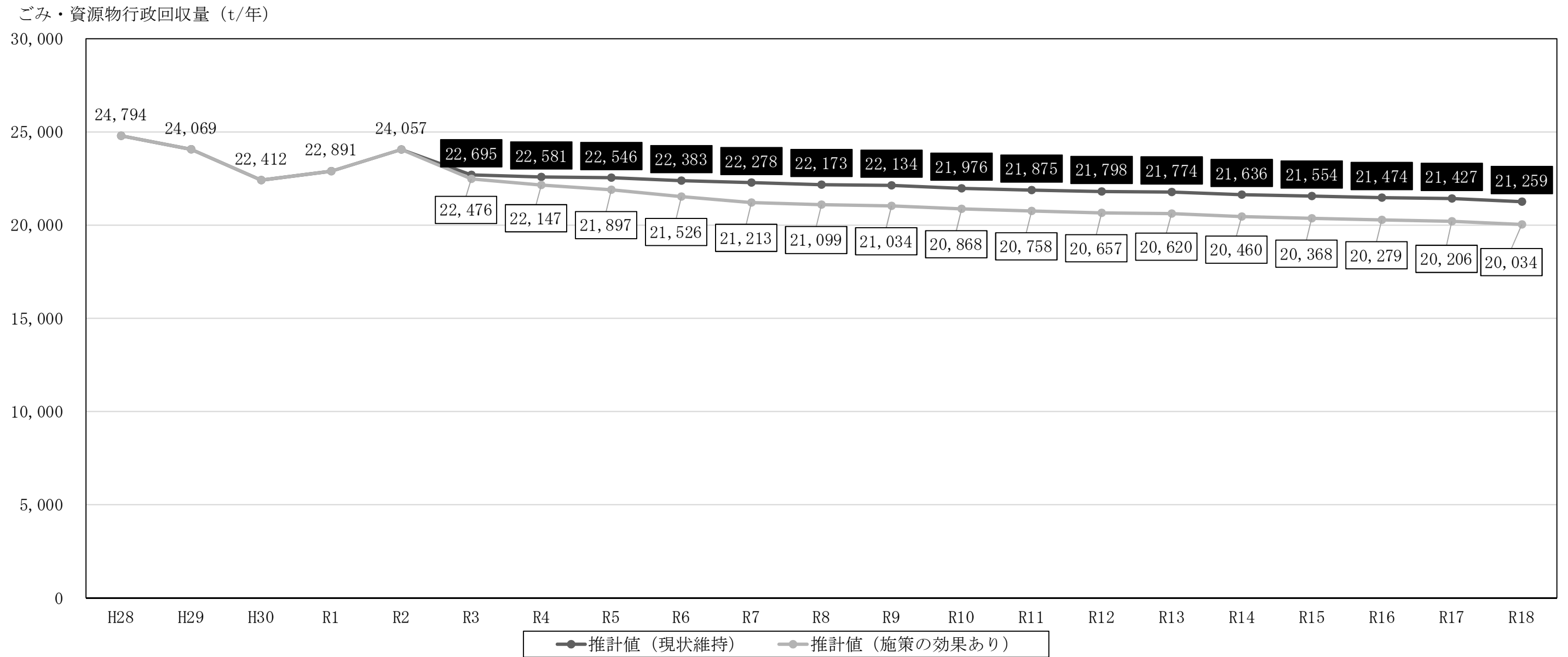


図28 ごみ及び資源物の行政回収量の見通し

(4) 資源化量の見通し

現状維持もしくは施策の効果があった場合の資源化量の見通しを図29、図30に示します。

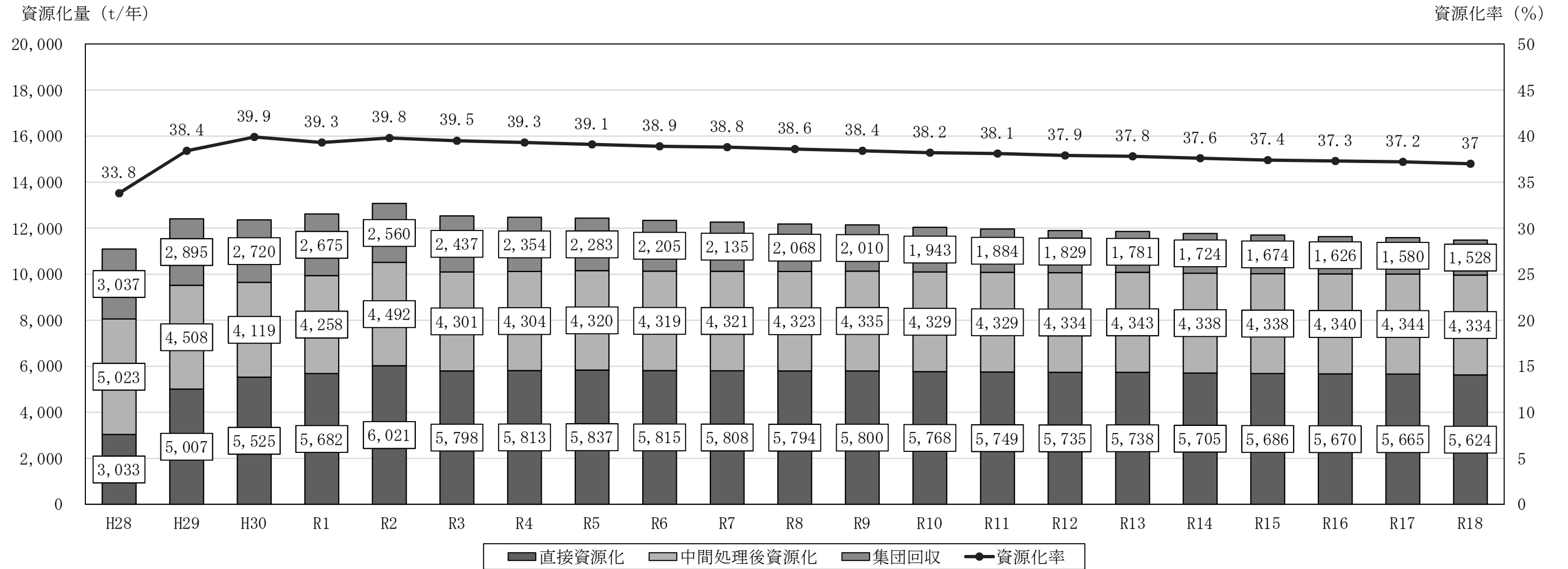


図29 資源化量の見通し (現状維持)

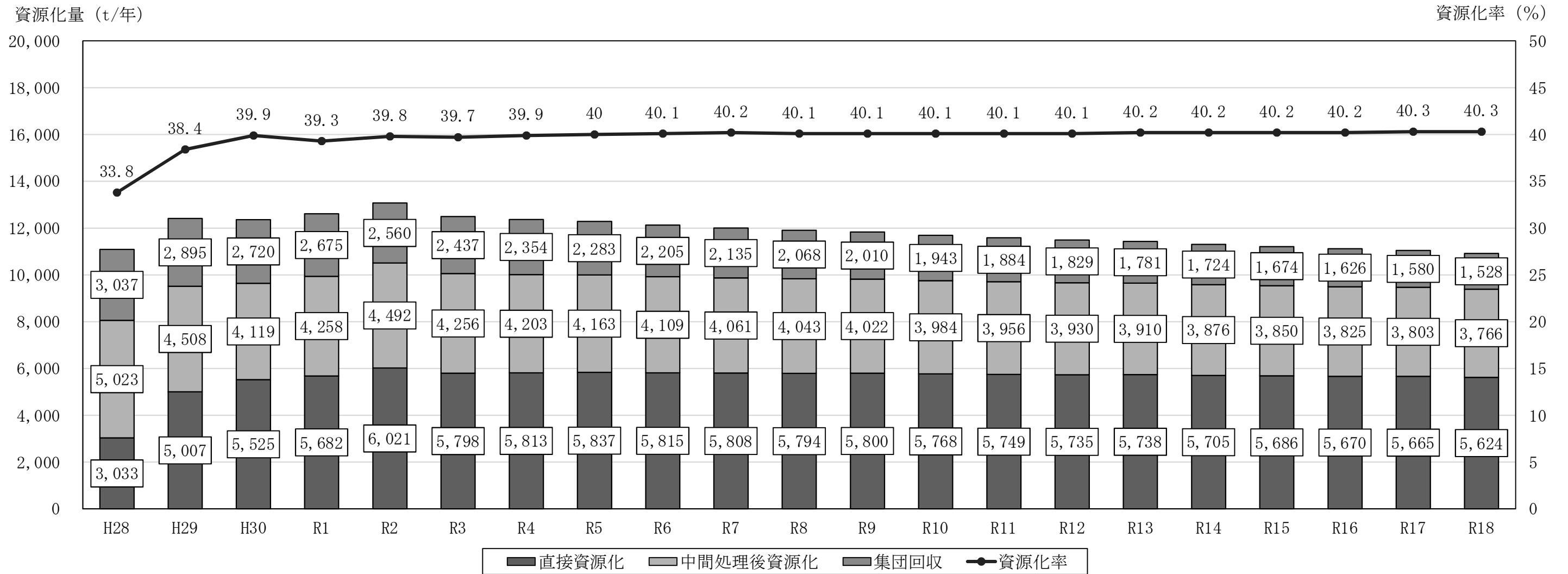


図30 資源化量の見通し（施策の効果あり）

4 ごみ処理基本計画

前回計画を踏襲し、令和4年度から令和18年度までの15年間のごみ処理基本計画を検討します。

(1) ごみ排出抑制計画

循環型社会の形成に向けて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、廃棄物の発生自体を抑制し、発生させないことが最も効果的です。

家庭ごみ有料化の導入による 効果の検証

● 有料化導入による効果の検証

- ・有料化導入について、毎年度ごみ排出量や資源化率等の点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた検証を、一般廃棄物処理基本計画の見直しと併せて行います。

生ごみの減量化・資源化

● 排出源での生ごみの減量化の推進

- ・家庭での生ごみの減量策（水切りなど）の普及・徹底を図っていきます。
- ・生ごみを発生する事業所に対して、自らの責任において減量化や再資源化に取り組むよう指導します。

● 生ごみ処理機器購入助成金制度の維持・充実

- ・制度を維持し、より一層の周知を図ることで家庭内での生ごみの処理を推進します。
- ・助成家庭での処理機の利用状況・稼働状況を把握して制度の効果を検証し、必要に応じて制度の充実・改善を図ります。
- ・比較的取り組みやすい、段ボールコンポストの普及を強化し家庭内での生ごみ処理を推進します。

食品ロスの削減

● 食品ロス削減の推進

- ・市民に消費期限と賞味期限の違いを理解していただき、買いすぎの防止や調理による廃棄の抑制などの周知を図り、食品ロスの削減を図っていきます。
- ・料理レシピサイトや全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などの情報を発信し、食材を無駄にしないレシピの紹介し、食品ロスの削減を図っていきます。
- ・アフターコロナの社会を見据え、宴会時の食べ残しを減らすため、「30・10運動」を実施し、食品ロスの削減を図ります。
- ・全国で行われているフードドライブ活動の事例等について調査・研究します。

プラスチックごみの発生抑制 資源循環の推進

● プラスチックごみの発生抑制の推進

- ・レジ袋の有料化に伴うマイバック運動の促進等により、プラスチックごみの発生抑制の維持を図ります。
- ・製品やレジ袋について、石油プラスチックから環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ることが可能か調査・研究します。

● 資源循環の推進

- ・容器包装プラスチックの分別収集の徹底を図ります。
- ・プラスチック資源循環戦略に基づき、プラスチック資源の回収やリサイクルの拡大等については、今後の国の動向に注視します。

啓発活動等の強化

● 各種媒体を活用したりサイクル・清掃情報の積極的な公開

- ・市広報、ホームページでの掲載を継続します。
- ・スマートフォン向けのアプリの有効活用や啓発手法を調査・研究します。
- ・環境やごみ処理に関心の薄い市民を取り込むため、あらゆる機会（イベント等）を活用して、ごみ減量やリサイクル推進への関心を引き付けます。
- ・人や社会、環境、地域に配慮したエシカル消費の認定マーク（エコマーク等）の普及啓発や市広報、ホームページでの情報提供により、エシカル消費の促進を検討します。
- ・SDG s の目標の周知を図り、ごみ減量の目的の理解を促進します。

● 環境学習事業の実施

- ・幼稚園、小学校での環境学習事業を実施します。
- ・子供から大人まで継続的な環境学習の場を、家庭や学校、地域等を含む、関係機関・関係部署とも協働・連携しながら調査・研究していきます。

事業系ごみの排出抑制

・資源化への指導強化

- 市条例（東久留米市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例）に基づく、多量排出事業者への指導
 - ・ 廃棄物処理量が 30kg/日以上の実業家に対して、減量化計画の提出指導を行うとともに、実施状況の確認を行います。
 - ・ 延床面積 3,000㎡ 以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めるとともに、提出された計画書の実施による効果を確認します。

発生抑制促進のための要請

- 国や東京都への要請
 - ・ 拡大生産者責任の観点から、実効性のある制度の新設や関連法の整備などの措置を、市長会など様々な場を活用して、国や東京都に対して要請していきます。
- 市内事業者への要請
 - ・ 企業の CSR の観点から、市内の販売店や小売店などに商品包装材の削減、卸売店や製造業者へは流通段階での梱包材の削減などを要請していきます。

【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】

○持続可能な開発目標（SDGs）とは…

2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されています。



○本計画やごみに関するゴールは…

ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、食品ロスの削減や、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減を目指しています。

その他にも、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」（災害対策）、ゴール14「海の豊かさを守ろう」などとも密接な関係があります。

(2) 分別排出計画

資源分別の徹底

- 戸別収集に伴う直接指導の実施
 - ・ 戸別収集の実施に伴い、排出量が特定されることから、分別の不十分な排出者に対して直接指導を行うことにより、分別の徹底を図ります。
- リサイクルできる紙類（雑誌）の周知
 - ・ 燃やせるごみへの混入が多く見られる、紙箱、包装紙、チラシ、封筒などのリサイクルできる紙類（雑誌）の周知を強化し、分別の徹底を図ります。

資源集団回収事業の促進

- 資源集団回収事業に関する PR 活動の展開
 - ・ 資源集団回収活動に関し、市報やホームページを通じて周知を図っていくとともに、活動状況や回収実績を報告することで、活動の活性化を図ります。
- 集団回収活動に対する報奨制度の継続実施
 - ・ 集団回収活動を実施する団体等に対して、回収量に応じた報奨金の交付を行う報奨制度を継続実施します。
- 集団回収活動団体の新規発掘
 - ・ 新たに集合住宅への働きかけを行うなど、新規団体の発掘を強化します。

新たな分別品目の研究や 資源化等の拡充

- 新たな分別品目の研究や資源化等の拡充の検討
 - ・ 新たに分別をすることで資源化等につながる品目がないか他市の事例や国の動向を踏まえ、調査・研究します。

(3) 収集・運搬計画

戸別収集の実施

- 柔軟な収集・運搬体制の形成
 - ・ より大きな減量効果や資源分別効果が得られるよう、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の収集・運搬体制の実施状況を確認、評価し必要に応じて見直します。
- 高齢者世帯に対するごみ出しサポート事業の試行実施
 - ・ 事業の対象となる世帯は、事前にご用意いただくごみ収集容器（ポリバケツ等）に、決められた収集曜日や時間にかかわらずごみや資源物を出すことができます。

排出ルール順守の働きかけ

- 戸別収集の導入による直接指導の実施
 - ・ 戸別収集により、排出者の特定が容易になることから、直接指導によりルールの遵守を働きかけます。
- 集合住宅への指導の強化
 - ・ 集合住宅の管理組合や理事会等を通じて、集合住宅の住民に対するルールの遵守を働きかけます。
- 小型充電式電池やスプレー缶の分別徹底
 - ・ 収集運搬車両やごみ処理施設での火災の原因となる小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等）やスプレー缶について、分別を徹底するように周知を図ります。
 - ・ 小型充電式電池の回収方法について、周知・啓発の強化を図ります。
- 広報やパンフレット等の活用による周知の継続
 - ・ 広報やパンフレット等による分別協力や、排出ルールの徹底に向けた働きかけを継続していきます。

(4) 中間処理、最終処分計画

柳泉園組合における 共同処理の継続

- 中間処理における適正な共同処理の継続
 - ・清瀬市、西東京市、柳泉園組合と連携し、安全かつ適正な共同処理の継続を図ります。
- ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）の施設整備計画
 - ・稼動から20年が経過した柳泉園クリーンポートの運営、管理に関しては、平成28年度に発注した「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に基づき、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営、維持管理を行うことを基本と考えます。

不燃残渣の資源化の継続

- 不燃残渣の資源化
 - ・柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残渣については、再資源化事業を継続することを基本と考えます。

災害時の対策について

- 災害廃棄物処理計画の策定
 - ・災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定します。
- 関係自治体・関係団体との連携強化
 - ・東久留米市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から清瀬市、西東京市、柳泉園組合等や廃棄物処理業者等と、災害廃棄物処理に係わる協定の締結に向けて協議等を行い、連携の強化を図ります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の体系

1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理フローを図31に示します。また、各処理主体を表38に示します。

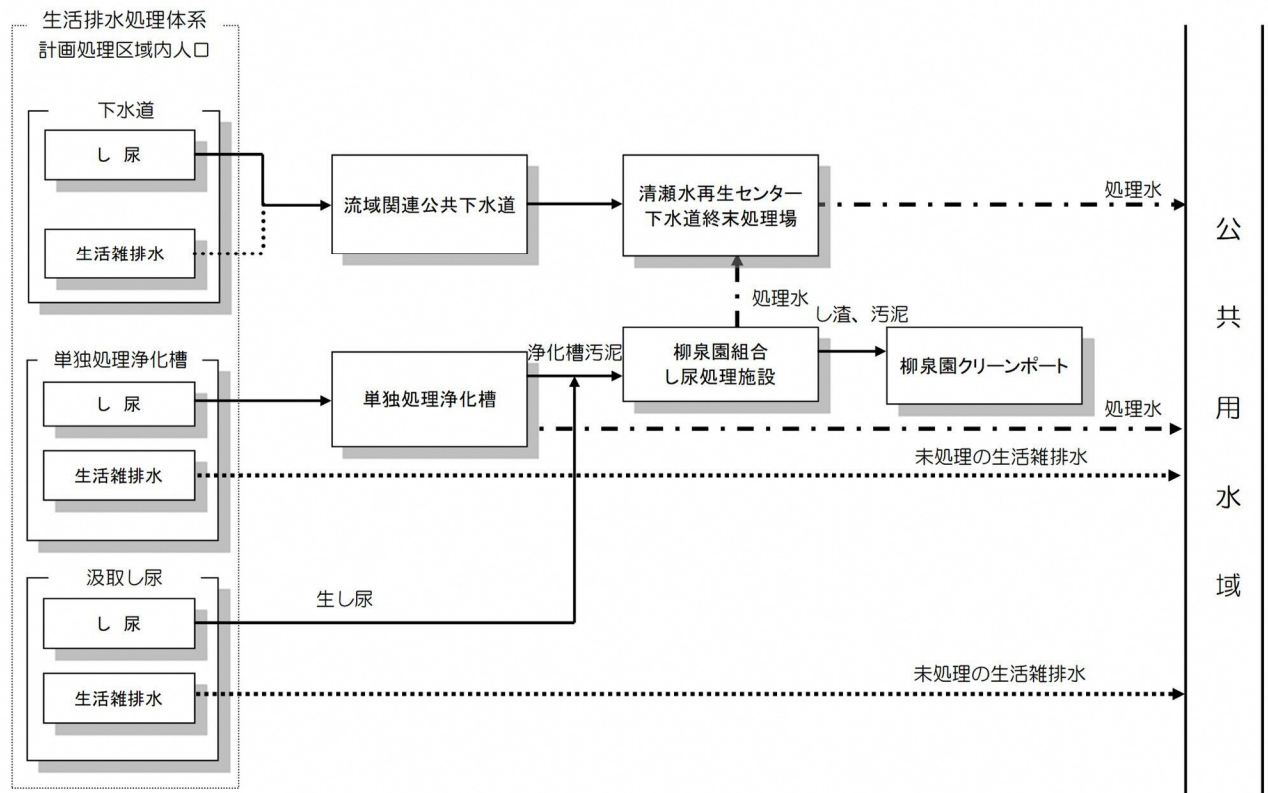


図31 生活排水処理フロー

表38 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取りし尿、浄化槽汚泥	柳泉園組合

2 生活排水処理の現状

(1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を以下に示します。

公共下水道の普及率は約 100%で推移しており、本市域内ではほぼ全域に下水道が普及しています。なお、水洗化人口は実際に下水道に接続されている人口であり、下水道普及率は、実際に接続されている割合になります。

表39 下水道普及率

(各年度3月末人口)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域人口	人	116,897	116,869	116,719	116,807	117,020
処理区域内人口	人	116,897	116,869	116,719	116,807	117,020
水洗化人口	人	116,362	116,379	116,284	116,445	116,676
水洗化率	%	99.5	99.6	99.6	99.7	99.7

(2) 生活排水処理形態別人口【検討中】

生活排水処理形態別人口を以下に示します。

表40 生活排水処理形態別人口

(各年度3月末人口)

項目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画処理区域内人口		116,897	116,869	116,719	116,807	117,020
水洗化・生活雑排水処理人口		116,362	116,379	116,284	116,445	116,676
コミュニティ・プラント		0	0	0	0	0
合併処理浄化槽		0	0	0	0	0
下水道		116,362	116,379	116,284	116,445	116,676
農業集落排水施設		0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		346	333	337	264	251
非水洗化人口		189	157	98	98	93
汲取し尿人口		189	157	98	98	93
自家処理人口		0	0	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0	0	0

※ 単独浄化槽人口及び汲取し尿人口は環境省実態調査の按分比率から算出しています。なお、令和2年度については令和元年度の按分比率から算出しています。

(3) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を以下に示します。

表41 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

項目 年度	搬入量				1日当たり搬入量 (365日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	搬入率 %
		搬入量 kL/年	混入率 %			
平成28年度	171	112	39.6	283	0.8	2.3
平成29年度	168	101	37.5	269	0.7	2.0
平成30年度	153	109	41.6	262	0.7	2.0
令和元年度	143	67	31.9	210	0.6	1.7
令和2年度	146	83	36.2	229	0.6	1.7

※ 浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35 kL/日）に対する比率を示します。

資料：柳泉園組合資料

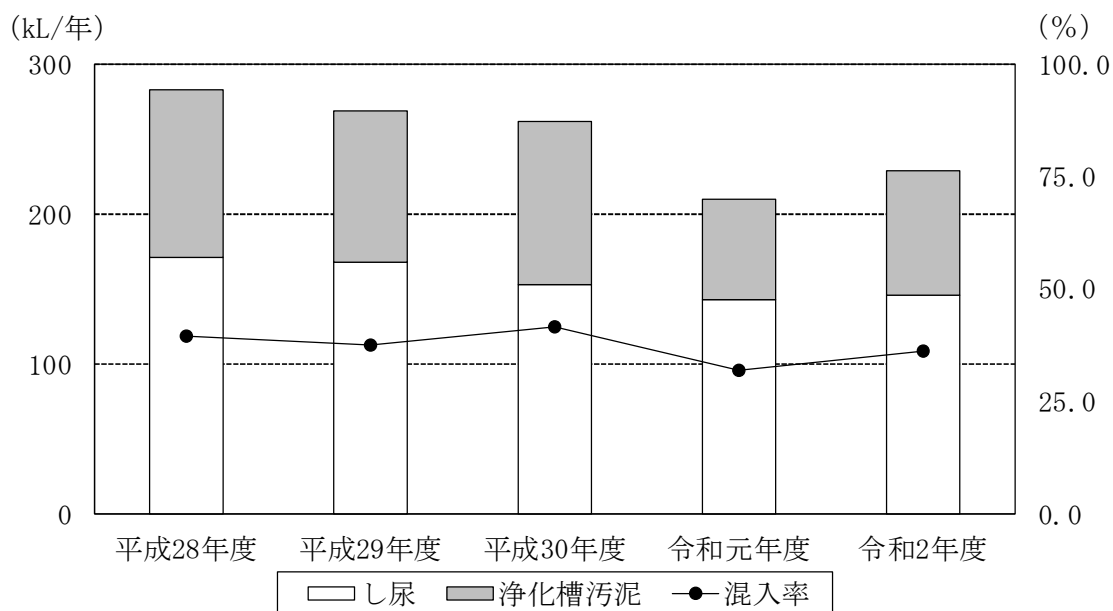


図32 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

(4) 収集・運搬方法

本市で収集対象とするものは、し尿及び浄化槽汚泥になります。収集区域は市内全域で、公共下水道未接続世帯を対象に収集を行います。

収集・運搬方法は、し尿は委託業者が月に1回、浄化槽汚泥は許可業者が随時、収集箇所からバキューム車により直接収集し、柳泉園組合し尿処理施設へ搬入し、処理を行っています。

(5) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正に処理され、下水道へ放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣及び污水处理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）にて焼却処理され、焼却残渣については、東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として再利用されています。

柳泉園組合し尿処理施設の概要を表 42 に、処理フローを図 33 に示します。

表42 し尿処理施設の概要

区分	内容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成7年6月 竣工：平成8年3月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kL/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800千円

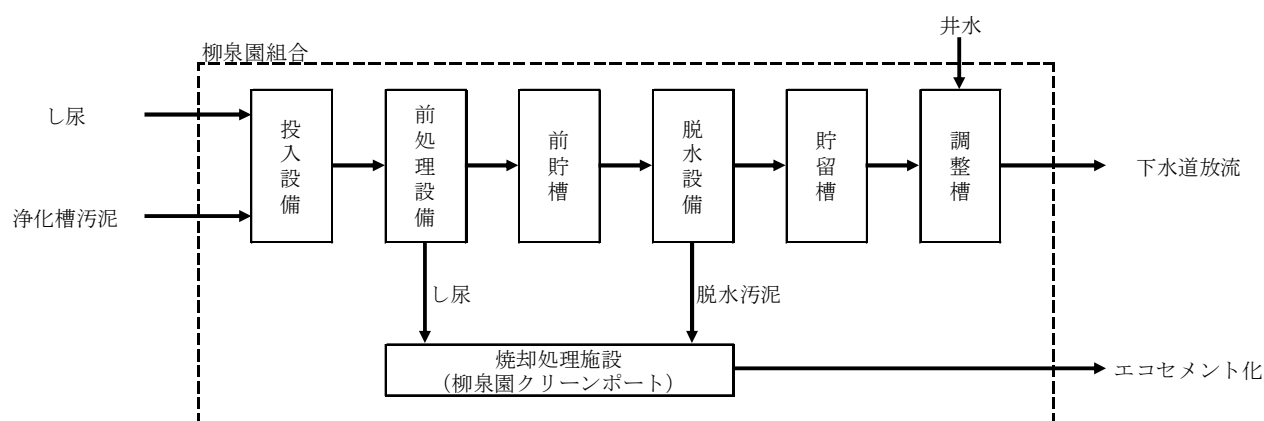


図33 し尿処理フロー

(6) 生活排水処理の課題

公共下水道が約 100%普及しているため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲取りし尿世帯の公共下水道への接続を促進する必要があります。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処理施設での処理量も減少しますが、処理施設の規模は変わらないため、処理単価は上昇します。

第2節 生活排水処理量の推計【検討中】

1 生活排水処理形態別人口の推計【検討中】

生活排水処理形態別人口の推計結果を以下に示します。

表43 生活排水処理形態別人口の推計結果

年度	計画処理 区域内人口	下水道 人口	単独処理 浄化槽人口	汲取り尿 人口	備考
平成 28	116,897	116,362	346	189	実績
29	116,869	116,379	333	157	
30	116,719	116,284	337	98	
令和 1	116,807	116,445	264	98	
2	117,020	116,676	251	93	
3	115,124	114,768	260	96	予測
4	114,767	114,412	259	96	
5	114,409	114,055	258	96	
6	114,052	113,699	257	96	
7	113,601	113,250	256	95	
8	113,150	112,800	255	95	
9	112,699	112,350	255	94	
10	112,248	111,901	253	94	
11	111,797	111,451	252	94	
12	111,412	111,068	251	93	
13	111,027	110,683	251	93	
14	110,641	110,299	249	93	
15	110,256	109,915	249	92	
16	109,871	109,531	248	92	
17	109,307	108,968	247	92	
18	108,743	108,406	246	91	

2 し尿及び浄化槽汚泥量の推計【検討中】

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を以下に示します。

表44 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

東久留米市

単位:kL/日

年度	計 画 平 均 処 理 量			備 考
	汲 取 し 尿	浄化槽汚泥	合 計	
		単独処理		
平成 30	0.4	0.3	0.7	実 績
令和 1	0.4	0.2	0.6	
2	0.4	0.2	0.6	
3	0.4	0.2	0.6	予 測
4	0.4	0.2	0.6	
5	0.4	0.2	0.6	
6	0.4	0.2	0.6	
7	0.4	0.2	0.6	
8	0.4	0.2	0.6	
9	0.4	0.2	0.6	
10	0.4	0.2	0.6	
11	0.4	0.2	0.6	
12	0.4	0.2	0.6	
13	0.4	0.2	0.6	
14	0.4	0.2	0.6	
15	0.4	0.2	0.6	
16	0.4	0.2	0.6	
17	0.4	0.2	0.6	
18	0.4	0.2	0.6	

第3節 生活排水処理計画

1 基本方針

本市では、全域で公共下水道が整備されているため、未だに汲取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯に対して公共下水道への接続を促進し、できる限り公共下水道で処理し、完全水洗化が今後推進されることを前提に、残存する汲取り世帯や浄化槽世帯から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、適正かつ衛生的なし尿処理事業を維持していくこととします。

2 計画目標

計画目標は、令和4年度を初年度とし、15年後の令和18年度を計画目標年度とします。

3 排出抑制計画

汲取りし尿世帯及び浄化槽世帯に対して公共下水道への接続を推進します。

また、汲取りし尿の便槽の密閉の点検及びバキューム車による収集時に砂を吸入しないように、収集業者の注意を促します。

浄化槽汚泥排出者については、適正な点検清掃を行うとともに、廃食用油や厨芥くずなどの浄化槽の処理に大きな負荷となるものを排水口等に流さないように指導を図ることで排出抑制に対応します。

4 収集・運搬計画

収集・運搬は引き続き委託業者や許可業者にて行います。収集件数は今後とも減少と見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討します。

5 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は横ばいで推移する予測となっているため、中間処理については、引き続き柳泉園組合や西東京市、清瀬市と連携し、共同処理を継続することを基本と考えます。

処理に伴い排出されるし渣、汚泥についても引き続き柳泉園組合の柳泉園クリーンパークにて焼却処理後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化を行うことを基本と考えます。